

予算特別委員会

平成30年3月13・14・15・16日

葛城市議会

収納促進課長	西川嘉則
市民生活部長	松村昇道
市民生活部理事兼	
クリーンセンター所長	木村喜哉
市民窓口課長	吉川正人
人権政策課長	布施憲一
環境課長	吉村泰祐
保険課長	森本美起代
都市整備部長	増井良之
建設課長	松本秀樹
産業観光部長	池原博文
商工観光課長	岩永睦治
保健福祉部長	巽重人
社会福祉課長	東錦也
子育て福祉課長	松浦幸恵
こども・若者サポートセンター所長	松山神恵
長寿福祉課長兼	
いきいきセンター所長	森井敏英
健康増進課長	西川佳伸
〃 主幹	中井浩子
上下水道部長	西口昌治
水道課長	福森伸好
会計管理者	下村喜代博

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明
書記	吉田賢二
〃	高松和弘
〃	山岡晋
〃	吉留瞳

7. 付議事件（付託議案の審査）

- 議第23号 平成30年度葛城市一般会計予算の議決について
- 議第27号 平成30年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 議第24号 平成30年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 議第31号 平成30年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 議第29号 平成30年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について

- 議第25号 平成30年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 議第30号 平成30年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 議第28号 平成30年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 議第26号 平成30年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議第32号 平成30年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午前9時30分

西井委員長 ただいまの出席委員は8名で定足数に達しておりますので、予算特別委員会を開会いたします。

委員の皆さん方、きのうも大変お疲れのところではございますが、本日より予算特別委員会に付託された案件について審議をしてもらいたいと思います。どうか皆さん方、円滑に審議ができるようによろしくご協力のほどお願いいたしまして、委員長としての挨拶にかえさせていただきます。どうかよろしくをお願いいたします。

委員外議員の出席は、梨本議員、松林議員、杉本議員の3名でございます。

発言をされる場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、ご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言をされるようお願いいたします。

ここで、予算特別委員会の開会に当たり、事前に進行及び審査方法などについて確認したいと思います。

まず、審査の順につきましては、お手元に配付の予算特別委員会次第に記載の順番に、1議案ごと上程し、採決まで行います。

次に、一般会計及び特別会計の審査方法については、お手元に配付の予算特別委員会の審査方法、日程（資料1）のとおり、一般会計予算につきましては、まず歳出の1款、2款の説明を受け、その部分について質疑を行います。続いて、同様に3款、4款、次に5款、6款、次に7款及び8款、最後に9款から12款までを行います。続いて、歳入は一括で行い、その後、総括質疑、議員間討議、討論、採決を行います。なお、総括質疑は市政全般にかかわるものとなりますよう留意ください。

特別会計予算につきましては、歳出、歳入を一括で説明を受け、質疑を行い、議員間討議、討論、採決を行います。なお、水道事業会計予算につきましては、歳入、歳出の順番で説明を受けますので、ご了解をお願いいたします。

また、審査日程につきましては、審査状況で多少予定が前後する場合がありますが、その日の当初予定の費目まで行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

次に、お手元に配付の予算特別委員会の進行及び審査方法について（資料2）をごらんください。1番から3番までは、先ほど説明させていただいたとおりでございます。

続いて、2ページをごらんください。4番、質問項目は1回につき3問までといたします。質問回数につきましては2回まで、3回目は発言のみとなります。なお、答弁漏れがあった場合などについては、委員長の判断のもと、この回数を超えて質疑を許可する場合もございます。5番、質問される方は委員長が指名いたしますが、関連質問である場合はこれを優先いたします。6番、発言内容の制限として、会議規則第116条の規定により、発言は全て簡明にするものとしておりますので、質疑は簡単明瞭に行い、前置き、要望は、議事進行上できるだけ慎んでいただきたいと思います。7番、質問される場合は、予算書のページ数及び款、項、目の費目を述べてから質問していただきたいと思います。8番、理事者側においては、答弁者は必ず手を挙げ、委員長が指名した後、質問者が変わるごとに、所属、

役職名と氏名を言っていただきたい。簡単明瞭、的確な答弁をお願いします。なお、答弁者については、部長または担当課長でお願いいたします。

最後に、お手元に配付の予算特別委員会時間配分表（資料3）をごらんください。委員会を進めるに当たっての時間配分の目安として、予算特別委員会時間配分表に従って進めてまいりたいと思いますので、委員を初め理事者側もご協力をお願いいたします。

以上のことについて、何かご意見はございませんでしょうか。

吉村委員。

吉村始委員 確認だけなんですけれども、今、ご説明いただきました資料2の5番で、質問される方は委員長が指名しますが、関連質問である場合はこれを優先ということですので、関連質問の場合はわかるように、どのように意思表示すればよいのですか。関連質問ですという感じでやればよろしいのでしょうか。

西井委員長 先の質問者が終わって、次の質問者に変わるとき、先ほどの質問に対する関連として質問したいという意味を示して挙手をしてもらったら、別の方よりも先に優先するという意味です。

吉村始委員 はい、わかりました。

西井委員長 私の方からお願いがございます。

予算特別委員会時間配分表については、1款、2款、また、3款、4款で時間表がありますが、最終的には3月16日の5時半までに合わせてもらいたい、これが慣例でやらせてもらっておりますので、正副議長及び議会運営委員会での話ではそのようになっていますので、どうかご協力のほど。

それと、初日の予定では6時、2日目は6時、3日目は5時半、4日目の最終日は5時半になっておりますが、そのときの都合上、時間が余っても延会することがあるということ。例えば、15分余るからということで、6時15分に例えば3款、4款が終わったとしたら、もう委員長の判断で、その日は終わるということがあるということは理解してください。極端に言うたら、1時間も2時間も残して延会するということはありません。

ほかにございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

西井委員長 ご意見がないようですので、そのように委員会運営を行いたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、議案審査に移ります。

議第23号、平成30年度葛城市一般会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、まず、歳出1款議会費、2款総務費まで、提案者の内容説明を求めます。

安川総務部長。

安川総務部長 おはようございます。総務部長の安川でございます。よろしく申し上げます。

まず初めに、平成30年度葛城市一般会計予算書の、まず、1ページの方をごらんいただきたいと思います。ここでは、まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億5,700万円と定めるものがございます。次に、第2条におきましては、債務負担

行為につきまして、第2表で示しております。また、第3条の地方債につきましては、第3表におきましてそれぞれ明記しております。第4条の方では、一時借入金につきまして、その借入限度額を35億円と定めるものでございます。また、第5条におきましては、歳出予算の流用につきまして規定をいたすものでございます。

それでは、歳出の第1款議会費及び第2款総務費からご説明を申し上げたいと思います。事項別明細書33ページの方をお開き願いたいと思います。

第1款議会費でございます。1項1目議会費では1億8,376万6,000円を計上いたしております。議員15人の報酬並びに職員5人の人件費及び議会運営に要する経費でございます。

次に、34ページをお開き願いたいと思います。2款総務費の方になります。1項1目一般管理費でございます。6億1,981万7,000円を計上いたしております。特別職2人と職員49人の人件費と総務の一般管理及び職員関係に要する経費でございます。

37ページに移りまして、2目文書広報費では1,251万円の計上で、文書広報に要する経費となっております。

次の3目会計管理費では629万1,000円の計上で、会計事務に要する経費でございます。

次に、4目財産管理費では7,168万2,000円の計上で、新庄庁舎及び當麻庁舎の維持管理に要する経費並びに公有財産管理に要する経費を計上いたしております。

39ページに移りまして、5目電子計算費では4,677万円の計上で、電子計算の管理運営に要する経費でございます。

続く6目地域情報化推進費では2,006万5,000円の計上で、イントラネットシステム等に要する経費でございます。

40ページに移りまして、7目交通安全対策費でございます。2,828万2,000円の計上で、交通安全対策に要する経費で、カーブミラーやガードレール設置などに要する経費となっております。

続く8目自治振興費では1億8,534万円の計上で、自治振興に要する経費の中で、主に公共バス運行委託料やまちづくり事業一括交付金などがその主なものでございます。

42ページに移りまして、9目企画費でございます。1,106万4,000円の計上で、企画などに要する経費となっております。葛城広域行政事務組合負担金などが主な経費でございます。

続く10目公平委員会費におきましては、22万3,000円の計上となっております。

続く11目防災行政無線管理費では1,172万5,000円の計上で、防災行政無線の維持管理等に要する経費でございます。

続く12目地方創生推進交付金事業費では1,718万4,000円の計上で、空き家対策委託料などに要する経費となっております。

44ページに移りまして、2項1目税務総務費でございます。1億3,289万8,000円の計上で、税務職員16人の人件費を初め税務事務に要する経費となっております。

次の2目賦課徴収費では3,440万7,000円の計上で、市税の賦課に要する経費や、市県民税及び固定資産税に対する賦課に要する経費となっております。

46ページに移りまして、3目過年度支出金でございます。1,300万円の計上となっております。

ます。

次の3項1目戸籍住民基本台帳費では8,247万1,000円で、職員7人の人件費を初め戸籍住民基本台帳事務に要する経費でございます。

次の4項1目人権啓発費では3,495万5,000円の計上で、職員2人の人件費を初め人権啓発等に要する経費となっております。

48ページに移りまして、5項1目選挙管理委員会費では57万6,000円の計上で、選挙管理委員会の運営に要する経費でございます。

続く2目選挙啓発費では2万円の計上でございます。

次は6項1目統計調査総務費でございます。91万7,000円の計上で、統計調査委員会補助金などに要する経費でございます。

続く2目基幹統計費では437万5,000円の計上で、住宅土地統計調査などに要する経費でございます。

次に、7項1目監査委員費では83万1,000円の計上で、監査事務に要する経費となっております。

以上をもちまして、1款議会費、2款総務費の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました部分に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

副委員長。

下村副委員長 3点について、まずお伺いいたしたいと思います。

ページ数の35ページ、まず、市長交際費が100万円という計上をされております。前年度のを見ますと150万円という予算が計上されておりますけれども、市長の考え方で恐らく経費を削減ということだと思うんですけれども、他市とのつき合いとか、交際費ですからいろんな交際費あると思うんですけれども、それを削減されて3分の2になっているということなんですけれども、まず、これについて、できたら市長の考え方というのをお聞きしたいと思えます。

引き続き、36ページのこれは14節、財務会計システム使用料というのが270万円なんですけれども、去年はこれ恐らくこの項目はなかったと思うんですけれども、このことについてちょっと説明をいただきたいと思えます。

もう1点なんですけれども、これは39ページの財産管理費なんですけれども、工事請負費というので300万円が計上されておりますけれども、これはどういう工事なのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

以上3点、よろしくお願いたします。

西井委員長 前村課長。

前村人事課長 人事課長の前村です。よろしくお願いたします。

ただいま下村副委員長のご質問に対して説明をさせていただきます。交際費につきまして、150万円から前年比較100万円に今年要望させていただいています分につきましての説明です。

これにつきましては、35ページの8番報償費のところの一番下なんですけども、各種大会等出場者激励金というのを50万円新たに設けさせていただきました。これまでは市長交際費の中で各種大会へ出場される方の激励金というものを支出させていただいておりましたところですが、適正な財政費目の組み合わせと本来の目的を鑑みまして、こちらの方で各種大会等出場者激励金を新設でお願いしている分です。ですので、前年度とトータルでは変わっておりません。

西井委員長 米田課長。

米田総務財政課長 総務財政課の米田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

下村副委員長よりご質問いただいております2点目の財務会計システムの使用料ということで、270万円を計上させていただいている分でございます。この分につきましては、委員おっしゃるとおり今年新たに上げさせていただいている予算でございます。内容についてでございますが、財務会計システムにつきましては、平成16年度の合併当初から継続的に同一型のハード機器やソフトウェアにつきまして、製造元が基準とする保守期間の5年間を経過しても、使える間は極力使用していくという考え方のもとで使用してまいったところでございます。財務会計システムの基幹部分となります新庄庁舎の4階電算室に設置しておりますサーバー等ハード機器部分でございますが、平成16年の合併当初に新しく導入させていただきました使用していたところでございますが、7年目となる平成23年に故障が頻発いたしまして、同年2月にハード機器の入れかえを行ったところでございます。現在は2代目となる機器を使用し、日々の業務を行っているところでございます。

この2代目となるハード機器部分でございますが、保守期間の期限となっております5年間が平成27年度で終了しておりまして、平成28年度、平成29年度につきましては業者に無理をお願いした中で保守契約の延長を行ってまいったところでございますが、さすがに8年目となる平成30年度におきましては保守契約に応じてもらえない中で、故障が起こった際の応急対応費用として一般管理の需用費、修繕料の中で50万円の修繕費を計上させていただいているところございまして、もし大きな故障が発生すれば部品対応ができず、システム自体使用できなくなることが危惧されているところでございます。

このような背景から、できるだけ安価で高品質なシステムへの移行を考えているところでございますが、クラウド型の新システムの導入を考え、使用料として270万円を予算計上させていただいているところでございます。

続きまして、財産管理費の工事請負費として300万円を計上している部分の内容ということであったかとございます。こちらの部分につきましては市有地でございますが、場所が兵家、イトーピアの西側の山裾付近でございます市有地に関する工事でございます。こちらにつきましては、市有地付近にかねてからイノシシが土を掘り起こし、水路の役割を果たしているU字溝をふさいでしまうというような被害に加えまして、大雨等に伴う上流からの土砂の流入等により、U字溝にたびたび土砂がたまり、そのつど職員が土砂上げを行っているという状況でございます。特に獣害対策につきましては、土砂上げをすればまたすぐに埋められるというようなイタチごっこが続いておりまして、何らかの手だてを講じない限り、台風

等の大雨に見舞われればU字溝に堆積した土砂等によりまして、市有地隣接家屋に上流からの越水被害が発生する危険性があるという状況でございます。

これらの状況を踏まえまして、流水を分散させる水路改修工事を行うというような予定をしておる中で、工事請負費として300万円を計上させていただいているところでございます。以上でございます。

西井委員長 副委員長。

下村副委員長 説明いただいて、よくわかりました。市長の交際費の件なんですけれども、これは今年度から報償費の方に各種大会等出場者激励金という形で予算を上げるという、今後もうこういう上げ方ということで理解してよろしいですね。それだけちょっと聞かせておいてください。

西井委員長 前村課長。

前村人事課長 今後につきましても、今回この各種大会等出場者激励金というのを、主にはスポーツ大会等で全国大会へ出場される方々に激励会を行う際に市長交際費から支出していた分を、要綱を定めまして対象者の方に激励金を交付するという事で外出しを設けさせていただきました。適正な執行、経費削減ということを念頭に置きながら進めていきたいと思っております。以上です。

西井委員長 副委員長。

下村副委員長 今後そういうふうに、今年から変えられるということで理解はいたしました。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

増田委員 それでは、35ページでございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の8節報償費、講師謝礼81万円でございます。平成28年度の決算ベースで9万5,000円ですか、若干ふえているというふうに思うんですけれども、その内容についてお聞かせ願いたい。

それから、同じく11節ですけども、印刷製本費。これも689万3,000円ということで、100万円ほど平成28年から見るとふえておるということですので、その内訳についてお聞かせ願いたい。

それから、同じく13節でございます。法律相談業務等委託料272万8,000円。これも同じく平成28年の決算書ベースからいくと100万円近くふえていると、こういうことでございます。その内容についてお尋ねいたします。

西井委員長 前村課長。

前村人事課長 人事課長の前村です。よろしく申し上げます。

ただいまの増田委員のご質問に対して、まず1つ目、講師謝礼の件につきまして、昨年よりも31万円増額をお願いしている分についての説明をさせていただきます。昨年度と同様、今年度も全体研修、人事評価研修等を組ませていただく中で、新たに職員の接遇等の研修につきまして考えさせていただき、予算を要求させていただくところでございます。昨年度の予算では組織の編成ともかかわることもあり、織り込めなかった部分、まず、新採職員の研修につきましては、従前のやり方から、ある一定の研修期間を設けて、例えば一般企業であれ

ば1カ月とかかなり手厚い人材研修をされています。そういった民間の育成のよい部分、ノウハウを注入いただけるような、所属の仕事にかかわらず公務員としての資質を大事にしながら、最小の経費で最大の効果が得られるような効率性とか合理性、マナーの部分も含めた研修、そして、中堅職員の受ける側の覚悟として、全体としてキャリア、質が上がっていくような研修に、このことについては非常に難しい微妙な課題も抱えておりますが、それぞれの段階の育成の仕方についていろいろと考えて確立させていく中で、その1年目の試みとしてお願いする部分の要求分がふえております。

以上です。

西井委員長 岩永課長。

岩永商工観光課長 商工観光課の岩永でございます。

印刷製本費689万3,000円の内訳ということで、消費生活相談の関係になりますけども、啓発冊子の作成と、あと啓発のシール、そちらの2つを作成するための費用として73万5,000円を計上しております。去年はクリアファイルとティッシュということで75万円を計上しており、1万5,000円の減ということになっております。

以上です。

西井委員長 岸本理事。

岸本企画部理事兼企画政策課長 企画部理事、岸本でございます。

私の方からは法律相談業務の委託料についてご説明いたします。こちらの委託料につきましては、無料法律相談の部分が95万400円、それと顧問弁護士の部分が77万7,600円、それと訴訟弁護士料を100万円を見込んで計上させていただいております。昨年の決算ベースでの金額からふえている部分につきましては、この顧問弁護士料、去年は1件だけ訴状の作成をお願いしたものでございまして、その分の差額でございます。予算的には一緒でございます。

以上でございます。

西井委員長 米田課長。

米田総務財政課長 総務財政課の米田と申します。よろしくお願いたします。

増田委員お尋ねの2問目の印刷製本費のことについてご答弁申し上げたいと思います。印刷製本費、予算では689万3,000円の計上となっているところでございますが、この部分につきまして総務財政課の配当となっている部分につきましては606万5,000円が総務財政課の配当になっているところでございます。昨年度の予算要求額といたしましては605万3,000円ということでございまして、総務財政課の配当分といたしましては前年ほぼ同額の予算要求となっているところでございます。

以上です。

西井委員長 増田委員。

増田委員 お聞きしていると、当初の予算並みやと。決算したら余ったという結果ではなしに、予算ベースどおりにまた次年度も予算を組んだと。行政の予算というのは結構な予算で、足らんようになったら補正をお願いして当初の予算に加える。そういう都合のいいやり直しがきくと、そういう非常に便利な予算でございますけれども、それにはいろいろと議会での補正予

算の議決も手続上あるわけでございますけれども、皆さん方の説明の中では、決算から比べたらふえているけれども、前年度当初予算並みですと、こういうふうな説明が今、2、3あったかなというふうに思います。

そもそも論からいうと、当初の予算はほんなら何やということになりますので、私は決算をちょっと意識した予算組みというのを、これを反映させる予算にしていきたい。例えば100万円が増えるのであれば、こんなことを新たにするんだというものを明確にしっかり説明していきたい。

法律相談に関しましては、先ほど説明にあったように訴訟の弁護士費用ということで増加しておるといのは承知したわけですが、ちょっと印刷製本に関しては、先ほど消費生活相談のチラシということで前年も変わらんよということのお話でございましたけど、ちょっとその説明もわかりにくい。

講師謝礼に関しては、職員の意識、資質の向上的な研修を新たに取り入れていただくというのは非常に結構なことやなというふうに感じました。講師さんの研修、非常にためになるし、そういう機会を設けていただいて、職員さんが市民から見てよくやっていると、そういう向上につながる研修も大事でございます。もう一つは、やりがい、生きがい、今どきこんな言葉ははやらんかもわからんけども、職場内の仕事に対する意欲の湧くような職場風土づくり、研修ではそういう内容になってくるか、その辺、講師さんの研修内容が私ようわからんのですけども、管理職の皆さん方が部下に対して非常にやりがいを持って仕事をしていただくような、そういう職場づくりにつながればありがたいなと、こういうふうに思います。

もっと、もしご答弁あるようでしたら、もう一度お聞きしたいんですけれども。

西井委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。かなり総括的なことについてもお触れいただきましたので、私の方からご答弁させていただきたいと存じます。

まず、予算編成のやり方について、増田委員からのご意見を賜りました。決算は非常に大事でございます、委員仰せのとおり決算についても十分に意識をしながら予算編成は取り組んでまいりたいと存じております。一方で、例えば、法律相談でご紹介いたしましたように、予算編成の段階であくまで1年間、予算は見積もりでございますので、今後1年間、来年の3月31日までの間に一体何が起こるか、何が必要であろうかということを、予算編成の段階で最大限予測をして組むものでございます。当然、見込み違いとか予期せぬものが発生すればまた補正予算をお願いするわけでございますが、基本的に当初予算で年間通年予算を意識をして、最大限の努力をして見込むものでございますので、そういった意味では、訴訟に適切に対応するという事も含めて、ある程度、決算とはかかわらず、枠的に必要なものを計上するという事もやっておるわけでございます。

それから、政策的に必要であるものにつきましては十分に議論をしながら進めておるものでございまして、例えば職員研修ではございますが、これは限られた職員の力を最大限発揮するために、政策的な判断のもと、実際の内容はこれ接遇の研修でございまして、市長の指

示、強い思いで今回企画をしたものでございまして、こういったものも入ってございます。
したがって、そういったことも含めて、また予算特別委員会の皆様のこれからのご審議の意見も十分に賜りながら、しっかりと予算編成作業については今後も反映させていきたいと考えております。
以上でございます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 予算は見込みと申しますか、想定されるお金の確保と申しますか、予算でございますので当然でございます。今、副市長、直接にご答弁いただきましたように、見込みにつきましては十分見込み違いのない予算であるように、よろしく願い申し上げます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

内野委員。

内野委員 おはようございます。よろしく願いいたします。

まず、1点目でございますが、34ページの1款議会費、議場等映像録画配信システム使用料65万9,000円でございますが、昨年からも開かれた議会ということでインターネット中継、昨年の9月から配信をさせていただいておりますけれども、今回、録画機能ということだと思っておりますけれども、この内容の説明をよろしく願いいたします。

それと、2点目ですが、今、増田議員からも質問があったかと思っておりますけれども、法律相談業務等委託料272万8,000円。今、るる課長の方から説明を受けさせていただいたんですけれども、私も市民の方からいろんな悩みがございましたら、この無料法律相談の方をご案内させていただきます。葛城市におきましては、當麻庁舎と新庄庁舎両方で月1回、第3と第4の木曜やっておりますと思っておりますけれども、平成28年度の実績と、今年度、平成29年度の実績を教えてくださいたいと思います。それとまた、予約人数もわかれば教えてください。予約人数と相談人数を教えてくださいたいと思います。

まず、その2点、よろしく願いいたします。

西井委員長 吉田課長。

吉田書記 議会事務局、吉田です。よろしく願いします。

ただいまのご質問のインターネットの録画配信についてですが、平成29年9月からインターネットのライブ配信をしているところですが、今年度は録画の配信を予定するというところで、今の予定では6月議会でインターネット中継を録画配信するという予定をしております。その積算の内容ですが、月額6万960円をシステム使用料として10カ月分、これは6月から3月までの分を計上しております。計算式は月額6万960円掛ける10カ月掛ける消費税で64万8,000円ということで計上させていただいております。よろしく願いします。

西井委員長 岸本理事。

岸本企画部理事兼企画政策課長 企画部理事の岸本でございます。

ただいまご質問の無料法律相談の実績でございますが、平成29年度2月末現在で113の方が相談を受けておられます。新庄庁舎が58人、當麻庁舎が55人。平成28年度につきましては143人。新庄庁舎が69人、當麻庁舎が74人ございました。ただ、平成28年度は1枠20分

でございます、平成29年度からは1枠30分といたしましたので、1日の受ける枠が9枠と6枠という差がございます。その枠に対しての相談率でございますと、平成28年度は66.2%、平成29年度は85.6%となっております。予約につきましてはこの枠が132枠、2月までございましたが、予約は全て埋まっている状況でございました。ただ、当日のキャンセル等で85%の相談率となっておりますのでございます。主な内容につきましては、財産に関するものが33件、離婚が22件、住宅に関するものが9件となっております。

以上でございます。

西井委員長 内野委員。

内野委員 ありがとうございます。それぞれ課長からご答弁をいただきました。

インターネット中継が6月議会から録画配信されるということで、もうより一層開かれた議会になっていくんだと、そのように思いました。

それと、無料法律相談なんですけども、今聞かせていただいたら、20分から30分ということで、10分延長したということで、本当に20分というのは短いと思います。30分にさせていただいたこと、大変に評価させていただきます。今後とも、できれば30分でやっていただきたいということと、やはり市民の方から、どうしても平日の木曜日1時から4時ということでもあります。どうしても仕事を休んで相談に行かなくてはいけないというようなお声もお聞きしております。できたら、夜間とか、また、土日の無料相談もお考えいただけたらなと、これはもう要望でございますけれども、よろしく願いいたします。この無料法律相談、この2月現在で85%ということで、もう本当に、皆さん期待をされている部分やと思いますので、よろしく願いいたします。

西井委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

奥本委員。

奥本委員 おはようございます。

まずは、34ページ、総務管理費の一般管理費の嘱託員報酬のところに関してちょっと教えていただきたいんですが、まず、嘱託というと恐らく再任用ということだと思んですけども、再任用の場合は何年とかいう規定があるのかどうかということと、もしもその規定があるのであれば年数によっても報酬が変わっていくのかということとをちょっとお聞きしたいのがまず1点です。

2点目が、37ページの19節、この中に退職手当負担金、退職手当特別負担金と2つあるんですけど、これが一体何がどう違うのかというのがわからないので教えてください。

それから、4目財産管理費の8節報償費、ファシリティマネジメント検討委員会委員報償費2万4,000円、これは一体何人分で何回の開催予定なのか。

この3点、お願いします。

西井委員長 前村課長。

前村人事課長 人事課長の前村です。よろしく願いします。

まず、1点目の2款総務費、一般管理費の中の1節報酬、嘱託員報酬16人4,098万6,000円についての説明ですが、これにつきまして、両庁舎の宿日直、当直者の嘱託員報酬をお願い

しているものでございます。當麻庁舎、新庄庁舎の宿日直業務につく者の分を計上させていただきます。

それから、2点目お尋ねいただきました再任用の職員についてですが、60歳で退職いたしまして、今現在はまず2年間再任用職員としてお勤めいただきます。その後1年間、嘱託員という身分に変わっていただいております。これにつきましては、年金の無年金期間をなくすために行っているものでございます。

以上です。

西井委員長 米田課長。

米田総務財政課長 総務財政課の米田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

奥本委員のご質問で、財産管理費の報償費、ファシリティマネジメント検討委員会委員報償費ということで、何人分で何回分かというご質問であったかと思っております。この分につきましては3名分で1回分を計上させていただいております。

以上でございます。

西井委員長 前村課長。

前村人事課長 もう1点ご質問いただいております、退職手当、それから退職手当特別負担金の違い等について説明をさせていただきます。退職手当特別負担金といいますのは、そもそも退職手当の計算の仕方ですが、退職時の給料月額に、勤続期間に応じた乗率がありまして、それを掛けた額、それが基本額となります。その部分に退職直近5年間の役職に応じて加算される額、調整額というのがあります。基本額と調整額をあわせた計算で退職手当の計算を行います。その際、退職に種類がございまして、自己都合、いわゆる普通退職と、定年それから勸奨というこの2つのグループに分かれて乗率が異なります。当然、定年と勸奨退職については乗率、掛ける率が高くなっております。その高い部分の乗率で計算をした部分から自己都合によって退職した場合の掛け率、低い分の掛け率で計算した退職金を引いた、その2階建ての部分といいますか、基本の自己都合退職以外、要は定年と勸奨退職部分が退職手当特別負担金と呼ばれる部分でございます。退職手当につきましては奈良県市町村総合事務組合の方から、そして、それを市町村が積み立てで支出しておるわけですが、特別負担金部分について市の方から予算をお願いしているというものでございます。

以上です。

西井委員長 奥本委員。

奥本委員 ちょっと今の件で引き続き質問したいんですけども、まず、一点目の報償費の嘱託員報酬は、当直の嘱託員さんということはわかりました。2点目の再任用については60歳で2年間が再任用で以後1年間に嘱託という扱いもわかりましたが、ここで1つ疑問が、誰でも再任用していただけるのかというのがまず1つです。

それと、3点目の退職手当負担金と退職手当特別負担金の違いですが、要するに、これ今の説明でいくと、共済の掛金の差の部分だなという理解をしたんですが、それでいいのかどうか。

それから、最後のファシリティマネジメント、3名分1回分ということでしたけども、こ

れちょっと私調べましたら、昨年度は同じですね。それ以前、平成28年度44万8,000円、その前、平成26年度、平成27年度が9万6,000円と、年々下がってきているんですけども、これは要するに会議の必要性がなくなっているということと捉えていいのでしょうか。

以上、お願いします。

西井委員長 前村課長。

前村人事課長 まず、1点目、この再任用制度のそもそもの目的が無年金期間をなくすということで、その無年金期間をなくすための指針というものに従いまして、退職を迎えられる方に希望をとりまして、希望される場合は決められた、今現在は2年間ですけども、再任用をお願いするというものでございます。

それから、退職手当の件と共済掛金のことですけども、共済の掛金というのは社会保険とか年金とかいう部分の言葉でこの予算書には出てきております。特別負担金部分というのは自己都合退職よりも勸奨とか定年は上乘せ部分がある、その上乘せ部分についての市が負担する部分が退職手当特別負担金というものでございます。

以上です。

西井委員長 米田課長。

米田総務財政課長 ファシリティマネジメントの検討委員会ということで、今年も2万4,000円を上げさせていただいているところでございます。この分につきましては、昨年度に引き続きまして予算を同額組ませていただいているところでございます。現在のところでございますが、特に開催の予定があるというわけではございませんで、委員会がもし開催されたことを想定した中で1回分の予算を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

西井委員長 奥本委員。

奥本委員 今のそれぞれのご説明で大体わかりました。

再任用制度の無年金のところなんですけども、非常に一般的な企業の経営の側からすると、非常に優遇されているなという感覚は受けました。その分しっかり働いていただければいいわけなんですけども、皆さん頑張っていただければと思います。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

吉村始委員。

吉村始委員 37ページ、2款、2目文書広報費につきまして3点ちょっとお伺いいたします。

まず、財源内訳の中で、国・県支出金、これは補助金みたいなものなのかなと思うんですが、その他というので50万円が上がってきております。これについて、これ何かなということをお教えいただきたいのと、あと、11節需用費の中の印刷製本費、これ広報かつらぎとかだろうと思うんですが、こういうことに使っているという内訳。それからあと、13節委託料の中のテレビ放送委託料というのがございまして、これもちょっと具体的にどういったものかお教えいただけたらと思います。よろしくお伺いいたします。

西井委員長 岸本理事。

岸本企画部理事兼企画政策課長 企画部理事の岸本でございます。ただいま吉村委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、最初、50万円の収入でございます。それにつきましては、入の方で見ております広報の広告掲載手数料を40万円とホームページ広告掲載手数料10万円の分に当たるものでございます。

次に、印刷製本費につきましては、広報誌の印刷に係るものでございます。前年度に比べまして80万円ほどの増額となっておりますところでございますが、こちらにつきましては、世帯数の増加を200世帯見込んでおりまして、それに伴う部分と、単価の増額、それにともうなう部分があわさりましての81万7,000円の増額という状況でございます。

それと、テレビ放送の委託料でございますが、こちらにつきましては、奈良テレビ放送に委託をしておるものでございまして、奈良テレビ放送、毎週金曜日午後6時30分から「ゆうドキッ!」という番組中にございます「いきいきまちだより」というコーナーがございまして、そちらに流していただけるものをつくっていただくというものの委託料でございます。年間18回放送されるものでございます。

以上でございます。

西井委員長 吉村委員。

吉村始委員 この50万円の広告費が入ってきているということなんですけれども、公共ということもあろうかと思いますが、こういう形で少しでも入ってくるということで、これについてはもう今後はこのような流れでされていって、特に今後ふやしていこうとかそういうことがあるのかなのかということをお伺いいたします。

西井委員長 岸本理事。

岸本企画部理事兼企画政策課長 広告費につきましては、現在の状況でそのまま引き続き行いたいと考えております。予算ですので、一応、枠で見込んでおりますけれども、そのときの状況によりまして、増えたり減ったりということはございます。

以上でございます。

西井委員長 吉村委員。

吉村始委員 やはりこれだけの費用を使って葛城市の広報をされているということで、これからも費用に見合ったといいますか、意味のあるというか、また工夫とかもお願いできたらなというふうに思います。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

川村委員。

川村委員 それでは、34ページ。

2款総務費の1項総務管理費、政治倫理審査会の委員報酬7人分ということで上げていただいておりますが、この委員の構成と開催履歴、これまで開催されてきた回数とか内容についてちょっと、わかる範囲で結構ですのでお願いします。

それと、もう1点は、35ページ、一般管理費、7節賃金、臨時雇用賃金についてであります。これも今般いろいろと臨時雇用賃金の中で、葛城市における採用基準というか賃金の

レベル、募集する内容、専門職も含めて、保育士、それからいろんな資格職も含めて、一般のアルバイトの基準、また、その専門職の基準も含めてですけれども、葛城市としてのこの臨時の雇用のあり方ということについて、私は常々心配しているところなんです、この一定の基準について聞かせていただきたいと思います。

それから、3点目でございますが、36ページの職員の定期健診委託料、これ昨年度と比べてちょっと減っているぐらいですけども、これの職員さんの執行率というか実際の実績。ここにつきましては、実際にこれによって病気が見つかって、それに対応して、また再度それを治して職場に戻ってきていただくということも含めて、この職員さんの健康に対する意識と行政でのあり方というか意識ということをちょっと確認させていただきたいので、この内容についてお聞かせ願います。

西井委員長 前村課長。

前村人事課長 人事課長の前村です。よろしく申し上げます。ただいまの川村委員の質問に対して説明をさせていただきます。

まず、1点目の、政治倫理審査会委員報酬7人分を見込ませていただいております委員の構成ですが、学識経験者として顧問弁護士の川崎弁護士、そして、医師の立場の方、それから、選挙権を有する者として5名の方、合わせて7名をお願いし、2年の任期となっております、今回の任期が平成31年11月30日までとなっておりますのでございます。

それから、2点目、賃金のことにつきましてですけども、226万3,000円のうち人事課としては76万1,000円を見込ませていただいております。これは一般管理費のどこかの課で急遽必要となったときに6カ月分を見込ませていただいている部分があります。次に賃金の基準とか臨時雇用のあり方についての説明ですが、きのうも保育士の件についてはいろいろとご心配をいただいておりますけれども、一応、臨時雇用、アルバイトにつきましては、いろんな方を公平に仕事をしていただける機会を持っていただくということで、3年間、あるいは雇用権の期待が発生してはいけないということ等で、最初1カ月、そして6カ月、6カ月の更新で最長3年間ということで、今現在は運用させていただいておりますところですけども、それでもなおかつ、委員さんご心配の保育士等につきましては人が集まりにくいということで、専門のそういう資格をお持ちの方につきましては嘱託に切りかわっていただいて、確保をしていって、また、市民の方、子どもを預ける保護者の方に安心していただけるようにという願いから、そのような形もとっていっております。全国的に人材確保が難しい時代ですので、それなりのことを考えていけないといけないときに、市町村につきましては皆さんの税金ですので、報酬を一気に上げるということは難しいことと考えておりますので、その辺の働きやすいところ、環境の整備面で何か工夫をしながらということは今後考えていきたいと思っております。

それから、3点目、職員の定期健康診断についてお尋ねいただいております。毎年これは7月に実施させていただいております、平成29年の実績といたしましては、職員が266人、嘱託員等その他181名、合計447人が受診しまして、受診率としましては、職員の方で96.2%、嘱託員等で83.8%となっております。

以上です。

西井委員長 米田課長。

米田総務財政課長 総務財政課の米田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

先ほどの川村委員さんの臨時雇用賃金という質問の中での趣旨とは異なりますが、先ほど人事課長の方から臨時雇用賃金の中身を少し説明されましたので、その観点からちょっと説明の方をさせていただきます。この臨時雇用賃金の226万3,000円のうち総務財政課の配当といたしまして計上させていただいている部分につきましては150万2,000円となっているところでございまして、主な内容といたしましては、當麻庁舎におけます電話交換業務並びに郵便仕分け業務に携わるアルバイト1名に係る賃金を計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

西井委員長 川村委員。

川村委員 まず、政治倫理審査会の開催状況についての答弁はありませんでしたが、審議会は毎年行われているというふうに認識したらよろしいのですか。この委員さん方によって、特に葛城市で政治倫理についてお尋ねをしていくようなことがなければよろしいんですけど、このご時世でいろいろとそういう政治倫理を問われるような内容が多発しております。こんな審査会を使っていくようなことにならないことがよろしいんですけども、こういうところがあるということに対して、市民の人にもやっぱり周知していただかないといけませんし、この審査会がただ1年間1回集まって、このことについて、こういういろんなご時世の話も含めて議論されているのかということもちょっと、多分、関心がおありかなと思いますので、そのあたりちょっとお答えいただきたいと思います。

それから、臨時雇用賃金についてでありますけれども、この臨時雇用賃金で今この35ページに掲げている内容につきましては内容的にはわかるんですけども、専門職、一般職問わず、報酬をなかなか上げることが難しいという、これは市民の税金でこれを賄っていくわけで、当然その考え方については一定の理解をいたしますけれども、実際に、例えば地域包括ケアシステムを構築していく中で、そのために人が要る、専門職も含めてですけども、要るのに募集しても来ないという、この間からいろいろとそういう答弁があるわけなんです。そこに何が原因があるのかということを知明していただいているのかと。私は報酬だけとは申しません。いろいろな事情があると思うんですけども、なぜ葛城市に募集をかけてもなかなか来てくれないのかという原因をしっかりと考えていただいているのかなということ、ちょっと課題にさせていただきたいなと思っているところでございますので、そのあたりの考え方について、ちょっとお聞かせいただきたい。

それから、職員の、この定期健診で執行率が非常に高い。職員さんも96.2%ということで、葛城市は市民もともども、こぞって健康管理をしっかりと啓発しているという一番の職員さんの模範となるべきところで、いいことだなと思っているんですけども、この定期健診で見つからなくても、行政だけじゃなくて、民間であっても、なかなか心の病とか精神的なしんどさとか、こういったところについては実際に体ときっちりとリンクされているようなも

のでもないんだけど、やはり何かちょっとケアが必要やというような心の病についてはどうなのかなということについて、これ全く無視できないところやと思っています。だから、やはりこの管理は当然、管理職が部下に対してするわけですけども、そういったことに気をつけているのかどうかということもお聞かせいただきたいと思います。

西井委員長 前村人事課長。

前村人事課長 すいません、先ほど政治倫理審査会の過去の開催実績等についてお尋ねいただいておりますにもかかわらず、答弁もれしてすいません。政治倫理審査会は毎年行われているものではありませんで、過去の実績として、平成18年1月に葛城市政治倫理条例及び葛城市政治倫理条例施行規則についてを議題としてお集まりいただき、開催しているのと、その後につきましては、平成20年1月24日に葛城市政治倫理条例の一部改正について開催させていただきまして、以後につきましては開催実績はございません。

それから、2点目の臨時雇用賃金等からのご質問等でございますが、これにつきましては、最低賃金が秋に見直されたことに伴いまして、一般事務職につきましては780円から810円に上げさせていただきました。それに伴いまして、お尋ねの保育士、専門職につきましても、国の基準、それから他市、県内11市、それからよく似た類似団体等の価格を検討し、担当課からもそれを資料を集めていただき検討いただいた額に一応近寄せる形で改正をさせていただいております。ただ、人の集め方等の工夫につきましては、東京都ですと有効求人倍率が6倍とか、保育士さんにつきましてはそういうこともっております。もう全国的に働く者が不足している中、今、AI等の導入も検討しなければならないというようなことも言われている中で、なかなか人手を解消する、何かの事情とか働きやすい環境というものについては、これからいろいろと他市の動き、どんな工夫をされているかということを研究に力を入れていかないといけないなとは思っているところでございます。

それから、心の病につきましては、産業医にお世話をいただきまして、労働安全衛生法に基づきます衛生委員会というのを葛城市にも設置させていただいておりますので、その辺のところでも面談をいただき、また、産業医の方から専門医を紹介していただいたりしております。ところが、そこから先、受けられるかどうかにつきましては、今年度も産業医は下村先生にお願いして、私も先生からいろいろその後のことを教えていただいたんですけども、何ぼ私が言うても本人が受けへんかったら仕方がないし、そこから先は強制できないし、本人がもうわかってますからと言われたらそれ以上のことは言えないと先生もおっしゃっていました。個人の考え方とか事情もおありかと思えます。少なくとも職場として職場の中で負担がかからないような工夫はしていかなければならないと考えておるところです。

以上です。

西井委員長 川村委員。

川村委員 政治倫理審査会、これ結局、約10年ほど前に条例ができて、その条例とその改正に携わっていただいているという、その作業をしていただいているということしか今の答弁ではわからないわけですけども、毎年予算計上されているんですけども、実際にこの審査会がされていないということ、葛城市の審査会ですから、葛城市においてこういった、国のいろんな政

治倫理にかかわるような事例もやっぱり鑑みて、葛城市においてこういったことはないのかどうかとかいうような話があったら、そういうことを議論をずっと毎年していただいていたらいいのかなというふうに私個人的には思うわけなんです。せっかくこの審査会を設けて、このために集まってきていただいていることですので、何かがあったときにそれに対応できるという、やっぱりそういった立場でこの審査会が設置されているんだというふうに私は認識しておりますので、これが要するに形だけのものとならないようにしていただきたい。これについては内容的にはわかりました。

そして、次に、今回いろいろと賃金についての改正をしていただきまして、県内の11市にいろいろと合わせていただいていると。非常に低い賃金だったと思います。それについて改定していただいたということに対しては大いに評価させていただきたいと思っておりますし、また、嘱託職員の方に移行していただくような、そういった配慮もあったということに対しても、この問題については真摯に受けとめて粛々とやっていただいているというふうに思わせていただいておりますので、またいろいろとまだ問題解決につながらないところでありませぬけれども、再度そこに対して努力をしていただきたいと思っております。

職員さんの、先ほど答弁いただきました、葛城市もそういったところできっちりとケアしていただくところがあるんだよということでございますので、本人の意思でそれはなかなか実現されないのかなというところではあります、心の病ってどこで受けた心の病なのか、家庭の問題なのか職場の問題なのか、それはわからないところで、非常に読みにくいところやと思います。もちろん、体の体調不良もそうだと思うんですけども、ただ、このいろいろと葛城市の中に今起こっているようないろんな事象も含めて、職員さんが精神的に非常に辛い状態になる状況というのは、やっぱり仕事上あると思います。そんなことがそんな病気になるっていかないようにやっぱりしていただきたいというのは私らの願いでありまして、今言うパワハラとか、それが非常にそういう形で体に出てくるのかということところは、なかなかはっきりと申し上げられないところですけども、そういう環境にならないような、職員さんたちが非常に仕事に前向きに、人間関係もつくれて、上司とのやりとりがうまくいくような、そういった空気をつくっていただきたいと要望しておきまして、終わらせていただきます。

西井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時10分

西井委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ほかに質問はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 おはようございます。よろしくお願ひします。川村委員の質問に関連して、2件ほど。職員の健康の問題と、それから臨時雇用職員のことについてちょっとお伺ひします。

職員の健康の方からですけれども、産業医がおられるということで、予算的には、私の感覚では非常に少ない18万円の予算だったと思います。つまり、どういう活動をされているか

ということなんですね。ここは庁舎もたくさんありますし出先もたくさんある中で、いわゆる相談活動というか、ちょっと職員がしんどいときに、巡回して定期的に相談されていたら、これぐらいの費用では済まないのかなと思ったりするんですけども、産業医の活動のあり方がどうなっているのか。多分お1人だと思いうんですけど、下村先生というお名前も出ましたけれども、その産業医の方の活動状況がどうなっているのかを教えてください。

それから、もう一つは臨時職員のこと。これは全体にかかわることになるので、最初にお伺いしますということで川村委員の方もおっしゃいましたけれども、葛城市の全体の一般職の人数及び嘱託職員、それから非常勤職員、この人数を教えてください。

西井委員長 前村課長。

前村人事課長 人事課長の前村です。よろしく申し上げます。

谷原委員の質問につきまして、まず、産業医の活動につきまして説明をさせていただきます。産業医の業務内容といたしましては、市で設置させていただいております衛生委員会というのがございます。そこへの出席、そして、職員の定期健康診断の結果の精査及びこれに基づく職員の健康指導、これは5日ほどの程度をかけていただいて、メンタル面の健康相談、そして、休職等の考えられる場合は休職・復職等の相談。それから、新規採用職員の採用時健康診断、これは予算を役務費で別立てで要求させていただいているものでございます。産業医の先生につきましては、3名の方を2年ごとの交代で市内の医師をお願いしているものでございます。

それから、一般職職員の数等につきまして説明をさせていただきます。この予算書の126ページのところで、給与明細となっているところでございますが、本年度一般職総括表、一番上の表のところで、職員数315人と示させていただいております。これにつきましては職員がこの内訳として295人、そして、市費講師20人のあわせて315人という数字になっております。このほか外出しといたしまして、嘱託員が96人、臨時雇用のアルバイト職員につきましては各課からの要求でございますので、刻一刻そのアルバイトの要求の仕方が、通年を通してのアルバイトの要求と、それからスポット的に短期間お願いする分、例えていいますと、確定申告期の1、2カ月だけの分、60日とかで要求する分がございしますが、総じて通年通しての社会保険事業主負担を見込む分としては66人という把握をしております。そして、315人にあと給食、下水、介護等の特別会計の方でプラス11人。この段階であわせて315人から326人になります。そして、さらに水道事業会計、水道課の方の職員として9名おりますので、合計335人というのが職員数でございます。

以上です。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 ここからは意見になります。葛城市の職員の方の人数は住民の数に比べて比較的少ないというふうに伺っております。非常勤職員もこのように多くいるということで、この間、公務員に対して厳しい批判があつて、給与の引き下げ等、国の改革で行われてきました。かなり大きい給与削減が行われてきたと。そういう意味では全体の人件費は下がってきたんだろうと思いますが、私はそろそろ潮目が変わってきているのかなと思っております。非常に職員

の採用がしにくくなってきている。保育士なんかは典型的にあらわれておりますけれども。

東日本大震災以降、やはり地域防災ということを考えてときに、やっぱり市の職員が先頭に立って復興に当たっていくという現状があります。熊本の震災のときもそれが問題になりました。市の職員が本当に結集できない。そもそも少ない上に臨時職員が多くて少ない上に、市の職員がなかなか本部に結集できなかったということもありまして、復興がおくれたということがあります。その意味では、私は基本的に今後は、地域、とりわけ葛城市内に在住している子弟の正職員をふやしていく必要があると、私個人は考えております。とりわけ国家公務員なんかは非常に臨時職員は少ないです。県職もそれに対して少ないと。地方自治体が異常に臨時職員を多く抱えさせられているという現状がありますので、ここは市民の皆様にもしっかりと訴えていかなければ、いざ防災というときにその中心になって活動する市の職員が、正職が少ないということでは、私は今後危ぶまれるのではないかと。これは大きな国民的議論があるところですからけれども、ちょっと一言ご意見申し上げておきます。

それから、あと、産業医のことですけれども、私はぜひ相談活動を少なくとも年に1回入れていただけないかなと思います。現場に赴いて、一定の曜日、時間をとって、とにかく健康異常があるかどうかの相談活動をしていただくようなことをしていただけたらと思います。とりわけこの間、国民健康保険制度の大きな変更によって、担当部署の方は大変な目をされてきたと思います。そういう非常に過酷な業務が重なるときに、お医者さんにも行けないというふうな状況が出てまいると思います。そういうためにも、産業医の方はそういう活動も本来、法の趣旨としてあったと思いますので、ぜひそういうことをしていただけたらと思います。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

増田委員 1点だけちょっと、関連でお尋ねをしておきます。先ほど広報誌のことでご質問がございました。ご答弁の中では、世帯数がふえるということのご答弁と、もう一つは単価が上がる、この2点を挙げられておりました。80万円ぐらい前年予算よりふえているんですかね。このことについて、ちょっと確認をさせていただきます。私は、ページ数がふえるのかなと、こういう期待をしたんですけれども、内容についてもう一度ご確認をさせていただきます。

それから、もう一つは38ページの財産管理費の中の13節委託料、電話交換委託料、これは減っているんですかね。昨年の522万8,000円から306万円と大きく減っております。これどういう内容で減るのかお聞きしたいんです。現状、たまたまかもわかりませんが、私たまに電話をすると、しばらくお待ちくださいというアナウンスが鳴ることもたびたびございます。人員を減らして対応して経費節減に努めていただくという理由なのか、その辺のところお聞きをさせていただきます。

西井委員長 岸本理事。

岸本企画部理事兼企画政策課長 企画部理事の岸本でございます。

ただいまのご質問の広報誌の増額の分によるものでございますが、まず、世帯数の増加を

200と見込んでおります件につきましては、この予算を計上するに当たりましてさまざまな形で世帯が絡んでくる場合もございます。市全体として平成30年度の予算を200増と見込んでおりますので、それに合わせての設定でございます。それと単価でございますが、この予算ではございますが、ここ近年の人件費等の高騰によりますもので、単価がアップしてきているものと思っております。

広報に係る印刷製本に関しましては、見積もり合わせ、または入札という形になりますので、今、設定しております1.9円の単価でございますけれども、これがどうなるかというのは、また決算で出てくものということでございます。

西井委員長 米田課長。

米田総務財政課長 総務財政課の米田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

増田委員ご質問いただいております電話交換委託料につきまして、ご説明の方を申し上げさせていただきたいと思っております。平成29年度と比較いたしまして平成30年度の予算額が減額になっている理由といたしましては、平成29年度の予算を計上させていただく際に、平成29年度はこの新庄庁舎の電話交換業務に対する内容でございまして、平成29年度につきましてはもともと平成26年6月から3年間の長期継続契約をいたしておったところでございまして、平成29年5月31日をもちましてその3カ年の長期継続契約が切れたところでございます。残りの10か月間につきましては、改めて予算作成時におきまして、業者よりの見積額をもとに平成29年度の当初予算額を見込ませていただいたところでございます。その分につきましては平成29年度に入札が行われまして、当初見込んでいた予算額よりも低い額で平成30年度の予算計上につきましてはさせていただいているところでございまして、入札に伴って減額となった部分により、平成30年度の予算が減額となっているというような状況でございます。

以上でございます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 広報誌については200部が増刷、それから1.9円のアップを見込んでいると。私も議会だより編集委員長として、これ広報誌が上がるんだったら、こちらも上がってくるのかなと、ちょっとその辺の懸念をしたんですけども、これは印刷業界のそういうご事情がそれであるとすれば、ほかの印刷物に関しても影響を及ぼすのかなと、そういうちょっと懸念をしたんです。ご答弁の中では広報誌の内容については同じやと、その辺の認識だけはちょっとさせていただいておりますけれども、この単価アップの1円90銭が、ちょっと社会情勢に私疎いもので、そういうことなのかというのを、そういうふう認識しておきます。

それから、電話交換については、これは人数を減らすとかそういうことじゃなしに、契約更新に伴う入札による価格の低下やと、安くなったと。中身は一緒やと、こういう認識でよろしいですね。

西井委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村始委員 先ほどの川村委員、それからあと谷原委員の話も伺ってございまして、これ関連というわけではないんですけども、職員さんが健康的に働いてもらうというふうなことが大事で、や

っぱりいろんなことを個人の負担に持っていくのではなくて、一般的に葛城市は職員さんの数が一般と比べてやっぱり少ないという部分もあるんですけども、もう一つやはり大きな問題は、一般質問でもさせてもらいましたけども、やはり現在の2庁舎体制とかそういうところにあるんじゃないかなというふうに思いまして、37ページ、2款、4目財産管理費で、先ほどちょっと奥本委員が聞かれていたことで、8節報償費、ファシリティマネジメント検討委員会報償費が毎年毎年減って行って、今のところはもうとりあえず予算を1回分だけとっているというふうなことをちょっと聞いていて、これは率直に言いまして、今、職員さんのそういう待遇、いろんなことを解決する上でも、これは一番急がなければいけない問題じゃないかと思うんですが、そのことについて今後の、今の市としてのどのように考えていらっしゃるかということについて伺いたいと思います。

それから、同じく38ページ、12節役務費の中で、自動車任意保険料と入っています。これ多分、公用車の件だと思うんですが、この保険料をどちらのどういったところに支払っているかとか、どういう会社の扱いになっているかということをお伺いします。

それから、もう一つが、13節委託料の中に登記等委託料というのが入ってまして、多分、何らかの形で登記された、もしかしたらこの工事のことなのかなと勝手にちょっと思っているんですが、これについて具体的にどういったものに対する委託料なのか伺いたいと思います。

西井委員長 安川部長。

安川総務部長 総務部の安川でございます。

まず、1点目の庁舎にかかわる問題ということで、今、ファシリティマネジメント検討委員会についての関連での話でございますが、これまでご説明させていただいている中では平成25年度から3年間かけて全庁舎の施設の状況、劣化度等々を調べてまいりまして、その中で合併の当初の問題もありまして、と申しますのは、サービスは低下させない、そういった、サービスを維持したままで今後考えていくというのも以前よりお話し申し上げておるところでございますので、議員仰せのとおり、2つある庁舎を1つにすることによって効率的には人員の削減につながる面もございますが、今後、ファシリティマネジメント検討委員会としましても、庁舎のみならずインフラ関係もあわせて検討していく課題ではあるということで、今後その中で方向性というものを見出す中で、あわせて考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

西井委員長 米田課長。

米田総務財政課長 総務財政課の米田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

自動車の任意保険ということでのご質問であったかと思っております。こちらの部分につきましては、自動車損害共済の方をお願いしておりますのと、あとは株式会社ミツワという会社の方をお願いしている、この2つの会社をお願いしているところでございます。

以上でございます。

西井委員長 松本課長。

松本建設課長 建設課の松本でございます。よろしく申し上げます。

登記等委託料につきまして、境界明示等で新たに地図訂正、未登記地等で判明した分の処理でございます。それを分筆等をいたしまして、葛城市で嘱託登記をさせていただいているものでございます。

以上です。

西井委員長 吉村委員。

吉村始委員 ファシリティマネジメントについてご答弁いただきましたけれども、今の話を伺っていると、特に、當麻庁舎については、この検討委員会でやる場ではないというふうにも聞こえました。いずれにせよ、この問題は、私は葛城市にとって喫緊の課題だというふうに思っています。これ以外のところで今後ちょっと、こういうところで検討していくんだとか、そういうふうなことがあるのであればお答えいただけたらと思います。

それから、自動車任意保険料につきましては、今ちょっと2カ所のところでされているということですが、それぞれの台数、今、何台ずつこれは掛けているんだということと、それから、自動車保険につきましてはさまざまネット保険とかがいろいろありまして、工夫次第で安くできる部分じゃないかなというふうに思うんですが、そういう検討とかはされているのかということ伺いたいのと、それから、あと、登記等委託料につきましては、できましたら、具体的な場所とかがちょっとわかりませんでしたので、これについて具体的にどこの登記委託料かということをお願いできたらと思います。

西井委員長 米田課長。

米田総務財政課長 吉村委員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、自動車の任意保険料のご質問についてでございます。先ほど申し上げました自動車損害共済につきましては、平成30年度では89台を予定いたしております。また、もう一つのミツワという会社につきましては25台を予定しているところでございます。

それと、もう一つのインターネット等の保険等に切りかえていくというようなお話がないのかというようにところら辺でございますが、今現在におきましてはこの2つの会社の方で保険料の方を掛けさせていただいているところでございます。何かあったときには親切丁寧にご対応もいただいておりますので、今の現時点におきましてはネット等の保険等に切りかえていくというような考えはいたしておりませんが、そういう時がまいりましたら、またそういう議論も必要になってくるのかなと考えるところでございます。

以上でございます。

西井委員長 松本課長。

松本建設課長 ただいまの質問ですけど、場所はどこかというご質問なんですけど、これは事例が出てきたら分筆作業等をさせていただくものでございまして、予算として上げさせていただいているものでございます。

以上です。

西井委員長 市長。

阿古市長 ファシリティマネジメントの方ですね。これ、まず、どういう場で検討したらいいのかと

というお話がございます。私は大いに議会の中でも議論を、検討を深めていただきたいと思います。当然、行政としてどういうあり方がいいのかということは模索してまいります。その中で、行政だけでこの議論が完結できるかという、そうではないと思っています。議会の皆さん方のご意見も頂戴したいし、ある意味、市民の皆さん方の意識といいますか、その辺も確認していく作業になるのかなと思います。効率だけを100%目指せるかといいますと、必ずしもそうではない。その地域地域に住んでおられる方の、ある種その施設の持っている意味がどうあるのかということによっても、その方向性が変わってくるであろう分野やと思います。ファシリティマネジメントのこの計画につきましては、一応、方向性は示されておりますが、具体的な施設がどうやというふうなところまでは踏み込んだ回答にはなっていないというのが実情ですので、この部分は慎重に議論を、ぜひ議会の場でもやっていただきたいと思っております。

以上でございます。

西井委員長 吉村委員。

吉村始委員 自動車任意保険の件につきましても、確かに値段もさることながら、品質というか迅速にやはり対応してもらわなければ保険の意味がないというふうなことで、承知いたしました。また今後、常に検討は怠らないようお願いできたらと思います。登記等委託料につきましても承知いたしました。

今、市長にご答弁いただきましたけれども、やはりその問題につきましても、効率化ということだけでは議論ができる問題ではないといったこともありますので、やはりおっしゃるとおり、慎重にこういうのを議論していかなきゃいけないというふうなことについては全くそのとおりだなと思います。ただ、やはり、前に進んでいる感といいますか、具体化という面、具体的にこういうふうな形のものが見えてきて、それからやはり市民の間でもこの話題になって、こうだこうだというふうなことということが大事だなというふうに思いますので、すぐにはいけなくても、やはりきちっと前もって準備をするというか、具体化が必要じゃないかなと。これはもう私ども議会の方でもしっかりそのあたりは話し合っていかなきゃいかんなと思いました。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

奥本委員。

奥本委員 39ページ、5目電子計算費の13節委託料、電算委託料なんですけども、これは自治体クラウドのことかなとは思いますが、まず、それがそうかどうか、自治体クラウドかどうか。それであれば、何年か前に私、山下市長が総務省のクラウドの実践発表というのを文化会館でされたときに、来てくれと言われて行ったんですけども、そのときに7,000万円のお金を節約できましたとおっしゃっていたと記憶しております。今、それがどうなっているかという状況を、まず1点目。

それから、その同じページの6目地域情報化推進費の13節委託料に、イントラネットシステム等保守委託料とございます。次のページ、40ページの中の14節使用料及び賃借料の総合行政ネットワークシステム賃借料、同じく19節のところにも自治体情報セキュリティクラウド

ド利用負担金という、一見似たようなやつが3つあるんですけど、これはそれぞれ、この3つは何が違うかという、この2点、お願いします。

西井委員長 板橋課長。

板橋情報推進課長 情報推進課の板橋です。よろしくお願いします。先ほどの奥本委員の質問にお答えさせていただきます。

まず、電算委託料についてでございますが、こちらはどちらかといいますと機械の保守にかかわるものが多くて、自治体クラウドにつきましては使用料及び賃借料、その中に入っております。具体的には、共同化の基幹システムの使用料といたしましては3,387万円を計上しております。

続きまして、地域情報化のイントラネットの補修料なんですけど、こちら具体的には統合型GISを利用してございまして、その統合型GISのデータを入れ込んでいただくという作業の委託料でございます。

続きまして、賃借料の中で総合行政ネットワークのシステム賃借料でございますが、こちらにつきましては、内部の情報系のシステム、グループウェアであったりLGWANという機械の関係の賃借料でございます。

負担金及び交付金の中に自治体セキュリティクラウド利用負担金というのがございますが、こちらが奈良県の県を通してのインターネットの接続という仕組みになってございまして、その負担金でございます。

それと、以前、自治体のセキュリティクラウドを使うことによって年間7,000万円減額になりましたよという話なんですけれども、こちらは基本的にはその当時と変わっておりません。減額料としては変わっておりません。

以上でございます。

西井委員長 奥本委員。

奥本委員 クラウドが7,000万円で、システム利用料の負担を減らしているということで、非常にこれはありがたいと思います。現在、クラウドシステムにどこの市町村が参加しているのかと、あと、気になるのがやっぱりセキュリティ性、そのあたりがどうなっているかということ。それから、イントラネットに関して、統合型GISの委託料というふうにありましたけども、今、現状、GISの白地図を使って、市として何かの上書き、レイヤーをとっていらっしゃると思うんですけども、それ具体的にどういう部課で何に使っていらっしゃるかという、この2点を追加でお伺いしたいと思います。

西井委員長 板橋課長。

板橋情報推進課長 先ほどの質問なんですけど、クラウドの参加市町村なんですけれども、葛城市を含めて香芝市、それから、北葛城郡内の上牧町、広陵町、河合町、それから、磯城郡の川西町、田原本町になります。

それから、統合型GISの地図情報なんですけれども、一番よく利用されているのは建設課が多いかと思います。主な利用用途としては、住宅地図も見るんですけども、あと、境界の情報であったり河川の情報であったり、あとはカーブミラーであったりの位置情報とか

を収集することが多いです。

自治体クラウドのセキュリティ面なんですけれども、一応、閉じた回線で使っております。当然、インターネットには出てきませんし、ウイルス対策ソフトであったり、定期的な更新をしておりますので、あとは、情報は取り出せないようにはしておりますので、そこは万全かと考えております。

以上です。

西井委員長 奥本委員。

奥本委員 クローズの回線で使っていらっしゃるということを聞いて安心いたしました。

それから、GISの地図データは今、建設課の方で住宅とかに使っていらっしゃるということですけど、基本的に国が進めるGISの事業に関してはオープンデータとして活用していきこうという形で、武生市とかあの辺の市町村が非常に先進的な事例でありますけども、そのあたり、今後、葛城市も進めていっていただければなと思っております。

以上です。

西井委員長 ほかに質問はございませんか。

副委員長。

下村副委員長 41ページ、自治振興費、地域公共交通活性化協議会補助金というのが、これ500万円組んでいるんですけども、私もこの中の1人の会員でございますけれども、これ昨年度はこの予算はなかったように思うんですけども、また、500万円というのは結構多額の金額を組まれているなどは思うんですけども、まず、これの説明をお願いしたいのと、もう1点、42ページの企画費の報償費、市政検討委員会委員報償費54万円ですか、これの内容といえますか、ちょっと説明をまずいただきたいと思えます。

西井委員長 岸本理事。

岸本企画部理事兼企画政策課長 企画部理事、岸本でございます。

市政検討委員会の54万円の予算の内訳につきましては、開催回数を18回、1回3万円と見込んでのものでございます。1人1万5,000円で2人、それを18回見込んでおります。

以上でございます。

西井委員長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。よろしくお願ひ申し上げます。ただいまの副委員長のご質問にお答えいたします。

地域公共交通活性化協議会補助金ということでございますけども、こちらは一般質問でありますとか、あとは総務建設常任委員会等でさせていただいておりますとおり、コミュニティバスの全面的な見直しに係る話でございますので、まず、ちょっとその見直しの方向性も含めてのご説明をさせていただきます。少々お時間をいただければと思えます。

コミュニティバスにつきましては平成28年2月から運行開始されてございまして、平成30年で3年目を迎える中、運行状況につきましては、病院でありますとか福祉施設へのアクセスに一定のニーズがございますけども、一方で、乗降客数がゼロの停留所も存在しているところがございます。また、現行の環状線ルート、ミニバスルートにつきましては、住民の皆様

から利便性についての不満の声も寄せられてございますので、運行のあり方についての見直しが求められているところでございます。

それを踏まえまして、平成31年度以降に運行形態の全面的な見直しというのを進めていく中での今回の予算でございますけども、そちらの検討につきましては地域公共交通活性化協議会というところで行われてまいります。こちらの協議会でございますけども、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づきまして設置されている、いわゆる法定協議会でございます。具体的には、本市でありましたら公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、市民または地域公共交通の利用者、近畿運輸局、県等、本市の地域公共交通を取り巻く多様な主体が参画しておりまして、地域公共交通の最適かつ持続可能なあり方について総合的に検討、合意形成を行って、その合意がなされた取り組みを実施するために、その主体間の意見調整を図るための組織、場所となっております。ですので、今回のコミュニティバス、地域公共交通の運行形態見直しを行うに当たっては、こちらの法定協議会の協議を整えた上で、近畿運輸局に対する道路運送法に基づく利用計画等の変更許可等が必要になってまいります。

今回の予算でございますけども、平成30年度以降における見直しの方向性でございますが、まず、平成30年度におきましては現行の路線、便数を維持していく方向でお諮りしたいと考えております。一方、現在のコミュニティバスの委託事業者との契約期限でございます平成31年3月を節目とする改編におきましては、運行形態自体の見直しには踏み込まず、現行の路線、便数を見直す形での再編というのを今のところ想定しております。理由でございますけども、こちら、平成31年3月を節目とする見直しを行うに当たりましては、地域公共交通活性化協議会における協議を踏まえて、運行計画書というものを今年の6月までに整える必要がございます関係で、非常に時間も限られているというところで、今申し上げたような検討の方向になってまいります。

実際の運行形態の見直しについては、平成31年10月の運行開始を視野に入れまして、平成31年6月までに先ほど申し上げた法定協議会における運行計画書に係る協議を整えていく必要があるといった認識でございます。これに基づきまして、先ほど申し上げた地域公共交通活性化協議会の補助金でございますが、その運行形態の全面的な見直しのために、この法定協議会において委託業者の方に諸々の検討をしていただくために、今回、計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

西井委員長 副委員長。

下村副委員長 公共交通活性化協議会のこの件に関してはいろいろ説明いただきました。私もこの中の委員もやっていたことがあって、現状、場所を言いますとイトーピアとかといったときに、病院とか買い物に行けるようにもっと台数をふやしてほしいとかいう要望と、それと、小・中学生でしたか、学校の方に公共交通バスを使えないかという、そういう意見も聞いております。それを今後検討していただくということで、予算をこの協議会に500万円組んでいるということはいいんですけど、非常に多額な金額が乗せられていると思うんですけど、そ

それはそれで、今後、住民の皆さんの考え方を十分理解していただいて、いい方向に向くように、これはお願いしておきたいと思います。

次に、先ほど市政検討委員会委員の報償費ということで54万円。年に18回ですか、会合をやっておられるということで、1人、何か1万5,000円。これ前に総務建設常任委員会の協議会でちょっと説明があったんですけども、5名の委員さんで委員会をやられているということで、その中に副市長と弁護士さんと公認会計士と、そして職員2名と、そこまでは聞いているんですけども、何で誰か言えないのかなとはそのとき私も思っていたんですけども、この5名にそれぞれ日当といいますか報償費として払われているわけですか。

西井委員長 岸本理事。

岸本企画部理事兼企画政策課長 企画部理事の岸本でございます。

ただいま、2名掛ける1万5,000円と申し上げました。その2名の内容でございますが、公認会計士さんと弁護士さんに当たるものでございます。その方についての報償費ということでございます。

以上でございます。

西井委員長 下村副委員長。

下村副委員長 わかりました。

この2名というのは公認会計士さんと弁護士の方ということです。私ちょっと思うんですけども、市政検討委員会の弁護士さんというのは恐らくこの川崎弁護士さん以外の弁護士さんと思うんですけども、私はその方の名前は知りませんが、川崎顧問弁護士さんをこの委員にすれば、1万5,000円、知れたお金なんですけれど、それも全然必要ないんじゃないかなと思うんですけども、なぜその川崎弁護士事務所から来てもらわなかったかというのもちょっとお聞きしたいんですけども。

西井委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

下村副委員長のご質問でございますが、これ既に私の方からお名前も含めてご紹介申し上げていると思いますけども、市政検討委員会の委員長につきましては、これは市政検討委員会から答申等をいただいております、それにお名前も書いてございます。弁護士で竹橋正明さんでございます。あと、市の顧問弁護士、これももう当委員会のご質問で何度かその顧問弁護士の顧問料といいますか委託料につきましても触れていただいておりますけども、これは別途、市政全般についていろいろとそれぞれ、本当に各課がもう本当に何かれとなくいろんな法律相談に乗っていただいておりますが、こういったことについては川崎弁護士、こちらを顧問弁護士としてお願いしておるところでございます。

ちなみに、こういった市政検討委員会、その設置の仕方につきましては、これもご説明申し上げますように、市長の諮問機関として設置しておりますが、そういった市政検討委員会のような検討組織の委員長がそのまま、例えば市が原告あるいは被告となりますいろんな訴訟の市の代理人としてまた直接関与するということになれば、これは中立性、客観性が欠けますので、そういったことから、逆に言いますと、市の顧問弁護士はもう長く川崎弁

護士をお願いしておりますが、川崎先生とは別の方を市政検討委員会の委員としてお願いをしたと、こういったことでございます。

以上でございます。

西井委員長 下村副委員長。

下村副委員長 弁護士の件についてはよろしいんですけども、前の総務建設常任委員会の協議会でも、職員2名というのがありましたね。これもちょっとはつきりと誰か私も100%わかっていないということと、公認会計士も名前は述べられていないですね。どうだったかな。ちょっと私のメモには書いてないんですよ。それに対して、どうも不審を持つんですよ。何で名前言えないのかなと。前の総務建設常任委員会協議会でだいたい委員の皆さんからも意見があって、ようやく竹橋弁護士さんですか、その名前はわかりました。どんな方かは全然わかりませんが、やっぱりそういうことも理事者側から、設立したときに、実はそういう説明も欲しかったと、それは私の要望ということで、もうこれで終わりですから、言うておきます。

西井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時01分

再 開 午後2時15分

西井委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ほかに質問はございませんか。

吉村委員。

吉村始委員 40ページの2款、7目交通安全対策費について少し伺います。

13節委託料というのがございまして、これは自転車等駐輪場管理委託料と、大体これはわかるような気がするんですが、駅前駐輪場整理委託料というのがございまして、これは例年、大体これに近い金額が計上されているようでありますが、これは何かと。それから、放置自転車等処分委託料というのもあるんで、これも例年例年、放置自転車が多くなればふえたり減ったりするものかなと。この3つにまとめてちょっと伺いたいのと、それから、その下の14節土地借上料というのが、これは固定費で例年ほぼ同じ金額が出ているようにも見えますが、これ自転車置き場かなと思うんですが、これについてちょっとお伺いしたいと思います。

それから、もう1個なんですけど、43ページの2款、12目地方創生推進交付金事業費の中に13節委託料で相撲PR映像制作業務委託料というのがございまして、これはどういったものを予定されているのか、あるいはどういうところで使おうとなさっているのか教えていただけたらと思います。

西井委員長 門口課長。

門口生活安全課長 生活安全課の門口でございます。よろしく申し上げます。

今、委員が質問された内容でございます、交通費の中の駅前駐輪場の整理委託料でございます。55万3,000円。そのことにつきまして最初にお答えさせていただきたいと思っております。まず、この55万3,000円の分でございますが、この分につきましては、新庄地区の駅前駐輪

場の整理委託事業、これは社会福祉法人ふれあいの会、また、當麻地区につきましては、葛城市の社会福祉協議会の方に委託しております。1時間40分程度でございますが、3人、これ2班に分かれまして月4回程度、同じくふれあいの会も葛城市の社会福祉協議会の方も、その自転車の整理事業の方に行っていただいているということでございます。

この事業をすることによりまして、これはあくまでB型の介護事業所でございます。ちょっと体の不自由な方々が、ちょっとそこで通所しておられるということで、そこに対してのそういう就労支援の関係等も含めまして、この方をやっていたら、そういう事業でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、放置自転車の処分委託料の分でございます。25万1,000円ということで上げさせていただきます。この方につきましては平成28年4月から、今のクリーンセンターの方で新たにリサイクルのそういう取り組みができるようになってきております。今、各7駅の方で出ましたそういう不法駐輪している自転車等を集めさせていただきます。リサイクルの方へ持っていかせてもらって、駐輪の妨げになっている、そういう自転車の処分をさせてもらう分としまして、今回上げさせていただいた分でございます。この分につきましても、数の状況等に応じまして必要なそういう台数分のみ執行させていただく予定で考えておりますので、そういうことをご理解いただきますように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、自転車の駐輪場の管理委託料でございます。この分につきましては、105万円でございます。近鉄磐城駅に市営の駐輪場を設置しております。業務委託の方につきましてはシルバー人材センターの方に委託しているものでございまして、必要な委託料を払わせていただいている分でございます。

続きまして、土地の借上料でございます。自転車等の駐輪場の借上料でございます。この方につきましては、近鉄に対しまして、近鉄新庄駅の南側でございますが、駐輪場があります。この分と、また、今、先ほど言いましたシルバー人材の方で管理していただいております磐城の駅前駐輪場の方でございますが、その分の借上料。また、近鉄の当麻寺駅でございます。西側の方に駐輪場がございます。その駐輪場の借上料。また、北北東の方でございますが、個人の分の駐輪場の借上料、この分を合計しましての金額、総合計の金額となっております。

よろしくお願ひします。

西井委員長 岩永課長。

岩永商工観光課長 商工観光課の岩永でございます。吉村委員の、相撲PR映像作成業務委託料について回答いたします。

平成29年度の地方創生推進交付金事業において、相撲館のリニューアル工事をさせていただきました。この関連事業といたしまして、平成30年度においてはリニューアルしました音響と映像の機能を生かすために相撲のPR映像を作成いたします。内容でございますが、相撲の所作や歴史について、また、相撲の見どころ、技等について多言語対応で考えております。1つの動画で15分から20分程度のものを複数つくれたらというふうに思っております。

今、外国人の方のツアー、ファムが多く来られておりますので、その来られたときの最初に相撲の歴史とかを説明するための映像ということで、利用を考えております。

以上でございます。

西井委員長 吉村委員。

吉村始委員 ちょっと先に相撲館の方につきましては、今のお話だと、この相撲館の中で一体的に、ハードと一緒に運用されると、効果的に運用するというふうなご答弁でした。よく理解いたしました。

その上で、それがわかった上で、今後、例えばこういうふうな、コンテンツですので、例えばまた必要に応じて、例えばインターネットの配信であるとかそういうふうなことも、今後それも検討されているのかどうかをちょっと伺いたいのと、それからあと、自転車置き場の件につきましては、今、リサイクルの放置自転車の話があったんですけども、これは処分に当然費用はかかるわけですが、反対に、出すことによって多少こういうのは利益が出てくるものなのかなということと、それからあと、管理委託料というのも当然発生するわけですが、利用者さんから徴収しているお金というのがあると思うんですが、それはちょっとどういうふうになっているのか、それちょっと素朴な疑問なんですが、教えていただけたらと思います。

西井委員長 岩永課長。

岩永商工観光課長 今後、インターネットとかで映像を流すかというご質問に対してお答えさせていただきます。今、予定しております映像でございますが、日本相撲協会の方の映像をある程度利用しようというのも考えております。それには権利がございまして、必ずしも広く出せるというものではございません。その辺もいろいろ相撲協会と確認しながら、できたら世界に配信するというので、見ていただけたら確かにPRにはなると思いますので、検討はさせていただきますと思います。

以上です。

西井委員長 門口課長。

門口生活安全課長 放置自転車の処分の方でございます。この方につきましては、今のクリーンセンターの方へ直接、今回から初めてになっておるわけでございます。鉄とアルミとを分別するという話も聞いております。それ以外の不要な部分についてはどうなるかわかりませんが、その分の、そこで上げられた費用等につきましては、もちろん新クリーンセンターの方、そちらの方での収入となる予定でございます。

それと、駐輪場の関係でございます。今、磐城駅の方で、駐輪場の使用料の方でございますが、12款の1目使用料の中で90万円が金額が上がっております。この方につきましては、磐城駐輪場の方での1カ月の収入当たり、大体、1カ月7万5,000円掛ける12カ月ということで90万円を予算計上しています。

西井委員長 吉村委員。

吉村始委員 ありがとうございます。相撲のPR映像についても非常によくわかりました。ちょっとまたできるのが楽しみやなと思います。あと、駐輪場の委託料についても、ほぼほぼ、利

用者から徴収したので賄えているなというふうな印象です。

ちょっと私の質問の仕方も悪かったんですが、放置自転車についてはまた、使えるものは例えば、先ほどちょっと市長もリユースとおっしゃいましたが、そういうふうなところのこともまたうまくやっていたらなというふうに思っております。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

内野委員。

内野委員 じゃ、今、吉村委員のちょっと関連でまず1つ、7款、7目交通安全対策費、13節委託料の駅前駐輪場整理委託料というところで今説明をいろいろしていただいたんですけども、きつこの新庄の踏切の横の駐輪場も入っていると思うんですね。今言っていたふれあいの会の方と社協の方の方々が来ていただいて整理をしていただいているというふうに今お聞きさせていただいたんですけども、整理をしていただいているときは本当にここ、美しく、歩道があってスムーズに通れるんですけども、本当に整理のないときというときは、もう本当に自転車がもう歩道に散らかりまくっているんですね。そんな中でやっぱり歩道はさまざま高齢者の方も車を押されて歩かれたりとか、やっぱり体の不自由な方も歩かれておられます。市民の方からも、あそこやっぱり放置自転車が歩道の方にたくさん出ているということも聞いております。

その対策もいろいろ生活安全課、いろいろと看板立てていただいたりとか、また、自転車にこういうふうな張り紙をつけていただいたりして、さまざま対応していただいているんですけども、なかなかやっぱりイタチごっこというか、なかなかまだきちとなっていないのが状況でございます。できれば、もし可能であれば、今、2班に分かれて週2回ということで、できればもう何回かふやしていただけたらありがたいかなと思います。そうするか、それができなかつたら、またその対応を引き続きしていただけたらと思います。これは市民の声からでございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、防犯カメラのことについて、ちょっと質問させていただきます。

まず、防犯カメラ、今、3カ所ほど載っているんですけど、まず、1款議会費の中の1目、14節市議会防犯カメラシステム賃借料で14万6,000円が計上されております。この内容と、そして、38ページ、2款、4目、14節使用料及び賃借料の中に防犯カメラシステム賃借料70万円、これもどこに何台設置されるのかということと、もう1カ所、防犯カメラが41ページ、8目自治振興費の中で14節防犯カメラシステム賃借料490万1,000円が計上されているんですけども、先に言った2つは庁舎内だと思うんですが、最後の分は昨年、平成28年度で20カ所をというふうに多分聞いたと思うんですけども、平成29年度で何カ所ついたかと、今後、平成30年度において、何カ所設置の予定があるかをと、まず教えていただけたらと思います。

西井委員長 局長。

中井事務局長 まず、議会に予算要求をしています防犯カメラの方からお答えさせていただきます。

防犯カメラにつきましては、昨年、市の1階から3階ですか、防犯カメラをつけられました。そのときに議会にもというお話がございました。そのときですけども、傍聴者も監視対象として映ってしまうということで、ちょっと控えておりましたけども、今、議長の判断により

まして、やはり防犯上必要があるということをおっしゃって、今回、2台を設置する予定で
ございます。その費用におきましては、今年の9月からを予定しておりまして、7カ月分の
リース料として14万6,000円を今、計上しているところでございます。

西井委員長 米田課長。

米田総務財政課長 総務財政課の米田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

内野委員お尋ねでございます、財産管理費におきます防犯カメラでございます。こちらは
平成30年度といたしましては70万円の予算を計上させていただいているところでございます。
先ほどのお尋ねの中には、どこに何台というようなお話であったかと思いますが、この分
につきましては平成29年度に予算をいただきまして、既に新庄庁舎と當麻庁舎に設置をさせて
いただいているところでございます。現在設置している箇所は、台数でございますが、新庄
庁舎につきましては1階に3台、2階に3台、3階に2台を設置させていただいており、新
庄庁舎におきましては計8台となっております。また、當麻庁舎におきましては1階で2台、
2階で2台の計4台を設置させていただいているところでございます。平成30年度に予算計
上させていただいておりますこの額につきましては、計12台のリース料を計上させていただ
いているところでございます。

以上でございます。

西井委員長 門口課長。

門口生活安全課長 生活安全課の門口でございます。よろしくお願いいたします。

内野議員、質問の自治振興費の14節使用料及び賃借料、防犯カメラのシステム賃借料490
万1,000円の件でございます。平成28年度から防犯カメラの方の設置をさせていただいてお
ります。平成28年度分につきましては20台、平成29年度の方につきましては15台、また、平
成30年度、新たに15台、合計50台つける予定で考えております。場所等につきましては、葛
城市内の防犯上の危険なところ、また、通学路を中心につけさせていただいております。

よろしくお願いいたします。

西井委員長 内野委員。

内野委員 さまざま各課長からご答弁いただきました。

防犯上の上からということで、庁舎内それぞれたくさんの防犯カメラをつけていただくわ
けでございますが、また、屋外においても、今、50台の設置の予定ということで、大阪の箕
面市はもうすごい防犯カメラに力を入れておられて、私、市民の声からもいただいているん
ですけれども、公園の周りの設置も要望を聞いております。

また、今後ともやっぱり防犯カメラをつけていただくのはいいんですけれども、例えば、
何かあったときにその防犯カメラがクモの巣が張っていたりとか、また、木が防犯カメラの
周りに茂っていて、映っていたら木だけしか映ってへんみたいな感じで、枝だけしか映って
へんみたいなだけのことも過去にあったようにも聞いております。この防犯カメラの点検等
をどのようにされているのか、ちょっとお伺いさせていただきます。

西井委員長 門口課長。

門口生活安全課長 保守点検等につきましては、1年に1回ということで、契約書の方にうたってお

ります。そういう形で保守させていただきます。そのときに必ず映るようにということで指導しておりますので、間違いなく、防犯上に役立てるようにさせていただきますので、よろしくご理解をお願いします。

西井委員長 内野委員。

内野委員 本当に市民の方が安心・安全で過ごしていくためにも、やっぱり皆さんお声が、防犯カメラをつけてほしいというお声も多々聞かせていただきます。点検もしっかりしていただきながら、せっかくつけた防犯カメラが見ることができないとなれば何のための防犯カメラかなと思いますので、今後とも点検等もよろしく願いいたします。

また、歩道の放置自転車の整理も、重ねてよろしく願いいたします。

以上です。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 防犯カメラに関連して質問します。これは全て同じ仕様なんでしょうか。庁舎内も外にあるものの同じ仕様なのかどうかというのが1つ。それから、2番目は、集中モニターみたいな形で1カ所で、例えば庁舎内のものが常時モニターの方に映し出されるような、そういうカメラもあると思うんですけれども、どうなのか。あるいは録画式なのかどうか。そこら辺をちょっとお聞きします。

西井委員長 米田課長。

米田総務財政課長 総務財政課の米田と申します。よろしく願いいたします。

仕様ということでご質問をいただいておりますが、屋内と屋外の分につきまして、同じ仕様かどうかというところ辺までの確認はできておりません。庁舎の分につきまして申し上げますのは、新庄庁舎のカメラを8台設置させていただいているところではございますが、この8台分のモニターといたしましては、人事課のところでは分割画面で常時見ることができるということになっておりまして、録画機能といたしましては、24時間で大体2週間から3週間分のデータを保存できるといったような状況になっております。また、當麻庁舎につきましても、この4台分、1階と2階にそれぞれつけてある4台分につきましては、教育総務課の中でモニターを設置させていただきまして、常時見れるような状況となっているところでございます。

以上でございます。

西井委員長 局長。

中井事務局長 今年、議会につけます防犯カメラについては、庁舎についています防犯カメラと同じ仕様になると思っております。ただ、管理につきましては、議会は議会としてモニターを設置して管理していきたいと思っております。

以上です。

西井委員長 門口課長。

門口生活安全課長 生活安全課の門口でございます。よろしく願いいたします。

仕様の方につきましては、あくまで屋外でのネットワークカメラでございます。それに伴いまして、いろいろ温度関係等についての耐え得るようなそういう仕様になっております。

それと、映像の関係でございます。あくまでその機械の中でのハードディスクの中へ入るということでございます。モニターとしてまた違ったところで見れるとかそういうふうなことではございませんので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

西井委員長 どうぞ。

谷原委員 防犯カメラを設置する必要性はわかるんですけども、一方ではプライバシーの問題もあります。職員の方は全部見られているということでは、これはもう大変なことで、実際にモニターの画面が市民の目に触れるようなところに置かれるとか、そういうことは僕はちょっとあってはならないのではないかなとは思っています。また、一方では、市民の側のところの設置につきましても、例えば、危険だからといって自分の玄関のところの出入りが、丸ま映らなくても、出入りがわかるような形で記録されるとか、何らかのやっぱりそこら辺はバランスも要ると思うんですが、特に屋外のものについては、設置基準とかは設けておられるのでしょうか。

西井委員長 門口課長。

門口生活安全課長 生活安全課の門口でございます。

防犯カメラの運用の基準というものを設けております。この運用に関しまして、プライバシーの保護ということが一番原点でございますので、憲法第13条の個人の尊重等、それを遵守するような運用基準の方に照らし合わせてつくっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

奥本委員。

奥本委員 41ページ、8目自治振興費の中にあるんですが、14節LED街灯賃借料と19節の中にも街灯等整備事業補助金とあるんですが、これは街灯にも2種類、市がつけるのと何か借りているのが2種類あるということなんですか。同じく11節のところにも光熱水費とあるのは、これは街灯の恐らく電気代かと思うんですけども、もし借りている場合があるのであれば、その電気代はどうなっているか、これに入っているのかどうかというのがまず1点でございます。

続きまして、42ページ、9目企画費の中の13節委託料、この委託料の中に情報特派員養成事業委託料、国際交流委託料と2つあるんですが、これ、どこに何を委託されるのか、内容を教えてください。

それから最後、もう1点。43ページ、12目地方創生推進交付金事業費のところの13節委託料、市内の空き家対策等委託料、これもどこにどういったことを委託されるのかを教えてください。お願いします。

西井委員長 門口課長。

門口生活安全課長 生活安全課の門口でございます。

奥本委員の今の質問の中でございます、自治振興費の14節使用料及び賃借料、LED街灯の賃借料117万1,000円の分でございます。これは旧當麻町の方で白鳳灯を653基設置しておりました。これを全てLED灯にかえさせていただいております。その分に対する賃借料で

月額9万7,529円かかっておりまして、それが1年間117万348円になっている分でございます。

この653基分につきましては、全て10年間のリースでございます。

続きまして、街灯等の設備事業補助金でございます。街灯の設置の補助金でございますが、この分につきましては、各大字が設置した場合、街灯の補助要綱があります。それに基づきまして、1基当たりその事業費の2分の1を補助し、取りかえ等につきましては、LED1基当たり1万円補助をするということでございます。合計450万円の予算を計上している分でございます。

続きまして、自治振興費の光熱費でございます。街灯の電気代でございます。新庄地区、また、當麻地区の街灯の電気代、それを計上させていただいた分でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

西井委員長 岸本理事。

岸本企画部理事兼企画政策課長 企画部理事、岸本でございます。

私の方からは情報特派員の委託料についてご説明させていただきます。情報特派員につきましては、市民の方から募集しまして、主に葛城テレビという形で映像等を配信していただいております。その映像の作成全般に関する助言、指導を行っていただいているものでございます。映像撮影につきましては、撮影から編集までの一連の作業の流れ、また、放送内容の倫理面からのチェック、それから、放送のメディアセンターの管理等、総合的にかかわっていただくための委託料でございます。現在、情報特派員といたしましては27名の方が活動していただいております。平成29年度の映像の配信本数につきましては、今のところ24本ということになっております。

以上でございます。

西井委員長 飯島部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。私よりは国際交流事業委託料及び市内の空き家対策等委託料についての答弁をさせていただきます。

まず、国際交流事業委託料の方でございますが、こちらは市長が既に施政方針でも言及しておりますし、また、一般質問の中でもやりとり等ございましたけども、近年、訪日外国人観光客数がふえまして、さまざまな場所で外国の方に接する機会もふえております。以前にも増して外国が身近なものとなっている中、市全体として国際感覚を持ち、異文化を理解した上でのコミュニケーション能力を身につけることが不可欠でございます。特に、次代を担う子どもたちのグローバル化に適応できる教育環境を整えまして、世界で活躍できる人材に育成していくことは重要であると、市としては考えております。

将来に向けまして、市としてどのような施策を進めるべきか、何ができるのか、今後の国際交流の方向性を、引き続き十分検討し、計画的に進めていくことを考えておりますが、仮に対象都市が絞られた場合に、当該都市に訪問することができますよう、今回、予算を枠どりの計上させていただいているものでございます。今、ご指摘いただきました委託費の部分につきましては、実際、海外との協議が発生した場合のための車の借上料でありますとか

通訳の委託代、ルーターの借上料でありますとか資料翻訳に係る予算として43万9,000円を計上させていただいております。

国際交流事業の関係では、このほかに旅費といたしまして139万1,000円、また、報償費といたしまして、こちらは逆に先方がこちらに来られた場合に、講演等をしていただく機会があれば謝礼としてお支払いしますとか、あとは日本に来られた場合の通訳者の謝礼でございます。そういったもので、講師謝礼として6万円、通訳者謝礼として10万円を確保してございます。また、市長交際費の中で、外国の先方のお客様に対する手土産代として1万円を計上させていただきまして、国際交流事業としては計200万円を枠どりとして計上させていただいている次第でございます。

続きまして、市内の空き家対策等委託料の方でございます。こちらは今年度の地方創生推進交付金を活用いたしまして、市における空き家の実態を把握するべく、現在、間もなくできますけれども、空き家データベースの整備を行っているところでございます。こちらの委託料を使いまして、その空き家データベースから見出せます葛城市の特徴、課題を抽出しまして、総合的な空き家対策を策定するといった性質のものでございます。

対策につきましては、既に申し上げているところでもございますが、1つ目としては空き家利活用促進、2つ目として特定空き家等除却、3つ目としまして空き家にまつわるトラブル解決方策といったものに分類されてまいります。

空き家問題というのは基本的に個人さん管理の問題でございまして、当事者間での解決、民の力を最大限活用したアプローチが望ましいと考えております。ですので、特に空き家利活用促進の部分につきましては、本市におきまして利活用に資する空き家等の実態を踏まえまして、本市がコーディネーターとして空き家問題に取り組む民間機関との協働も視野に入れながら、本市の空き家等に対する潜在的なニーズ発掘に資するような取り組みを検討してまいりたいと考えております。

一方、2番目に申し上げました特定空き家等除却の部分でございますが、こちらは国の方で空家等対策推進特別措置法というのが規定されてございます。こちらにおきまして、例えば、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある空き家等でありますとか、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがある空き家等、あるいは、不適切な管理により著しく景観を損なっている空き家等でありますとか、周辺的生活環境保全のために放置が不適切な空き家等について、こちら、法的に本市が特定空き家等として実態把握調査、助言・指導、勧告、命令、最終的には行政代執行ができるという、制度的には用意されているものでございますので、これについての具体的なプロセスでありますとか要件等についての整備を行ってまいりたいと考えております。

他方、特定空き家等には該当はしませんが近隣に迷惑をもたらすというような空き家等も一部ございまして、本市にも問い合わせがございまして、これについても対応できる分は対応しているんですけども、今後このような問い合わせの中から特定の事例を取り上げまして、空き家にまつわるトラブル解決方策としてモデル的に対応策を、こちらの予算を使って検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

西井委員長 奥本委員。

奥本委員 まず、門口課長にご説明いただいたLEDの防犯灯と街灯の件なんですけども、大字から購入される場合と、當麻地区の白鳳灯にかわる部分ということでしたけども、この白鳳灯の分を割り返したら、1基当たり年間1,793円、約5年半で各大字が取りかえた場合の補助額、LED1基1万円と、相当するわけなんですけども、どちらが得か、効率的かと考えたら、リースの場合は故障したらすぐ新しいのにかえてもらえるというのと、このLEDが何年もつかわからないんですけれども、もしかするとこの辺、リースにする方がいいのかなという気もするんですけど、その辺また今後考えていただければいいかなと思います。これは答弁、結構です。

それから、国際交流事業の件、詳細にご説明いただきましてありがとうございます。非常によくわかりました。

空き家対策についても、ご説明いただき理解できたんですが、その中にあった民間機関に委託というところのこの民間機関というのが、もし今わかっている、予定しているところがあれば、教えていただけないでしょうか。

西井委員長 飯島部長。

飯島企画部長 企画部の飯島でございます。ただいまの奥本委員のご質問にお答えさせていただきます。

まさに今、データベースが完成しつつあるというところで、具体的な民間機関との協働という部分については、まさにこちらの予算を使いながら模索していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 関連して、国際交流のことについてお伺いします。予算案の概要にもありましたし、それから一般質問でも阿古市長の方からご答弁がありましたので、大体の内容はわかるんですけども、1つは、長期にわたってやっぱり友好関係を築いていかなければならないということになりますので、その友好都市の選定については、やはりいろいろな方の意見を反映した形で最終的に決めるのがいいんじゃないかなと私は思っているんですけども、そこら辺のことはどのような決定過程になるのでしょうか。

西井委員長 飯島部長。

飯島企画部長 企画部の飯島でございます。ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

国際交流のアプローチの仕方でございますけども、本市といたしましては次に申し上げる3つのアプローチを大きく考えてございます。

1つ目は教育交流でございます。こちら、子どもたちがグローバル化に適応するためには外国を特に母語とする人口の多い英語または中国語の習得が重要と考えてございます。このため、既に年始に実施されております訪日教育旅行でありますとか、あとは可能であればホ

ームステイの相互受け入れなどの取り組みを進めていく中で国際交流の関心の高い海外都市を見出して、友好都市提携にこぎつけたいと考えてございます。

2つ目は、歴史・文化的つながりを通じた交流といったものでございます。本市は国宝を有する當麻寺を初めまして、仏教にまつわる施設が数多くございます。また、古代王族、葛城氏が栄えていた時期に多くの渡来人がこちらにおったということ、私こちらに着任して勉強させていただいているわけでございますけれども、仏教国でありますとか東アジアの国々とのつながりが非常に強い地域でございます。こうした国々とか都市との交流を進めていくに当たりまして、実は県主導で東アジア地方政府会合といったところがございまして、こちらに本市として参画を、今、準備しているところでございます。

こちらの会合の趣旨を簡単に申し上げますと、平成21年に平城遷都1,300年記念の事業の1つといたしまして日本・中国・韓国の地方政府を中心に設立いたしまして、毎回、討議テーマを具体的に設定して、各地方政府から実情を報告してもらって、東アジアにおける発展の土台を築き、その道筋を確立する契機とする会合でございます。現時点で把握している会員地方政府数は70ございます。県下では奈良市、天理市、橿原市、御所市、斑鳩町、明日香村、広陵町、下市町が加入してございます。こちら本会合を通じまして本市と歴史・文化的要素、社会的課題を共有する海外都市を見出しまして、友好都市提携にこぎつけたいと考えているところでございます。いずれにいたしましても、こちらの会合につきまして、まず参加の手続きが必要になってまいりますので、それを事務的にまず進めてまいるという形になります。

3つ目は、観光インバウンドでございます。地方創生関連交付金でありますとか、あとはこれから検討してまいります県との包括協定の活用、あるいは、県の方で出されています奈良インバウンド観光戦略20年ビジョンといったものがございまして、それなどの参画を通じまして、訪日外国人受け入れのための各種施策を関係部局とも連携しながら推進していくことによって、特に日本文化への造詣の深いフランス等の先進国からインバウンドをまず促すと。その中で、本市の取り組みに関する海外都市がもしあれば、その年との友好都市提携にこぎつければと考えている次第でございます。

ひとまず、本市が考えているアプローチは以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。私自身も東アジア地域の、近隣諸国ですから、長い将来においては、過去もそうでしたし、やはりそこの友好関係を深めていくということが非常に大切だと思っております。それから、英語教育のことにつきましても、韓国の方がはるかに日本より進んでおります。これは朝鮮戦争で多くの方がアメリカに移住されたということもあって、結構、親戚に米国人の方を持っておられる親戚も多いことがあって、韓国の方は非常に英語が、教育も盛んですけれども、環境としてそういう動機がありますので、非常に、日本人と韓国人の方が大体交流するときは英語になることが多いですね。高校生でも大学生でも基本的には英語で意思疎通するということになります。中国も同じです。中国の場合は文法的に英語に非常に近いので、非常に英語が堪能な方が多いです。

この間も奥本委員のお話にありましたけれども、中国の中学生ですか、来られて交流されたんですかね。英語が非常に堪能で、日本の子が非常に驚いたと。英語圏の人は、当然、生まれ育ってから英語なわけですから、仕方がないわけですが、同じアジアの中でそういう英語が非常に堪能な民族が近隣にいて、非常に国際化が進んでいると、そういう感覚をぜひ地域の子にも知ってほしいなどは思うので、東アジアという話が出ましたので、私ちょっと、ほっと安心はしているんですけども、引き続き交流をぜひ進めていただけたらと思います。もちろん西洋圏のところも交流の中に含めていただいていたんですけど、ぜひアジア、韓国、中国との交流ができるようにしていただけたらと思います。

次の、委託事業ということで、先ほどの関連ですけれども、地域創生推進交付金の事業費ということで12目のところにあります、空き家対策にしてもそうなんですけれども、観光地周遊ルート調査委託料とか、委託料は結構あるんですね。この国際交流事業委託料もそうですけれども、いわゆる何か計画をする、何か新しい政策を出す。そのときに委託をすると。私はその委託料が、計画書にするものもあるからなんでしょうけど、非常にすごい値段であると思うんです。これが行政の方のある程度、相手方と交流して地域の事情も反映し、その中で行政の方も政策能力を高めていくというふうな形で委託されているのであれば、これは非常に意味があると思います。しかし、丸投げをして、業者も形だけの調査をして、こんなに多額な契約をしているのではないか、この程度の計画であれば市の職員が策定できないのか、このように感じられている市民の方がおられます。また、市の職員の方にも、こんな計画でこんな委託料がかかるのかと思われている。このようなことは、私は非常に恥ずかしいことだと思います。高い委託料が予算計上されているが、市の職員がちゃんと政策的な能力を高めるような形で委託しているのか。そこら辺のことをちょっとお聞きします。

西井委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。総括的なお尋ねでありますので、私の方からご答弁をさしあげたいと思います。

まず、谷原委員ご指摘のとおり、私も同感でございます。基本的には市役所の職員が、作業あるいはきれいに成果を仕上げる、こういったところは専門家に任せた方がいいかもしれませんが、内容を検討する、あるいは方向性を方向づける、これはもう必ず市役所が主導的にやっていきたいと存じます。

その上で、例えば、午前中のご質問でちょっと十分にお答えがしきれたかどうかというご質問が、下村副委員長の質問でございましたけれども、地域公共交通の中で、500万円のご質問があったと思いますけど、あれも地域公共交通活性化協議会を通じてではございますが、あの中には委託が入ってございます。何を委託したかったかでございますが、新たな葛城の交通網をまた検討する中で、例えばデマンド、これはもう課題としてデマンドも検討しようよということはお題としていただいておりますが、実際のいろんなシミュレーションをしないと、本当にこの我が葛城市においてこういったものがフィットするかどうか、これはわからないわけございまして、そうしますと、これをなかなか市の職員、内部だけでは、ああでもないこうでもないと言ってもなかなかこれは答えが出ませんし、どういったアプローチで

シミュレーションしたらいいのかも含めて、ちょっとなかなか現在の市役所内には十分な知恵がない、ノウハウがないといった分野がございます。こういったものにつきましては積極的に専門家、外部の専門家といいますか、そういったシンクタンク的なところを活用いたして、十分な検討をしてまいりたいと。

基本的には、外部への委託料として組んでおりますものは、こういった、中の市役所の職員が頑張るだけでは十分にいろんな検討ができないような、専門的な情報収集でありますとか分析でありますとか、あるいは逆に言いますと、非常に皆さんに印象づけるために見ばえをよく上げるとか、そういった部分について委託をしながら、内容につきましては、逆に言いますと、必ず市職員がイニシアティブをとりながら進めてまいると、そういった姿勢でそれぞれ予算案を編成して、実際にお認めいただきましたら執行に取り組んでいきたいと、このように考えております。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 ちょっと厳しいことを申し上げたかも知れませんが、やっぱり行政に携わる方のやりがいというのは、やっぱり地域の要望をそれなりに形にして、それは専門家に任せるところは任せて、最終的に自分たちがまとめていくと。それでまちがよくなっていくところとところで醍醐味が私はあると思うので。私この予算書を見て、委託がものすごく多くて、委託料もすごい金額なんです。それだったら人を雇って、もうちょっと余裕を持って、市の職員が考える時間、勉強する時間も、あるいはチームワークをつくって研究する時間もあるような市役所にしていただきたいという思いで申し上げました。よろしくをお願いします。

西井委員長 増田委員。

増田委員 それでは、関連質問になります。ちょっと同じようなご質問になるかとは思いますが、お許しをいただきたいと思えます。

まず、43ページ、地方創生推進交付金の中でございます。これ総じて財源ということで国の方の財源を使ってということになるかと思えますけれども、それはさておいて、この11節需用費をまずお聞きします。私の推測ですけども、印刷製本費の318万4,000円、これは空き家に対するチラシをつくらんとかいう予算とは違うのか。その内容を教えてください。

それから、13節委託料。市内観光周遊ルート調査委託料。この内容について、まずお尋ねします。それから、市内の空き家対策の委託料。先ほど説明をいただきました。一般質問のところでもいろいろとご答弁もいただいて、今年度で調査をしていただきます。前回の質問のときにもお伺いして、私の頭の中では、まず調査をする、それから計画を立てる、その後、独自の条例を制定するとか、具体的にそういう行程がその次に来るのかなというふうに推測していたんですけども、先ほどの部長の答弁の中では、ちょっと違ったニュアンスの今後の進め方についてご答弁がございました。トラブルの方策とか具体的ないろんなことをする。総じてではなく個々のタイトルでこういうものを進めていかれるのか、全体として空き家対策の次のステップの方針、計画書的なものを作成される中で、トラブルについてはこういう対策をするんだと、こういうふうなまとめ方をされるのか、ちょっとその辺のところの次の

ステップの進め方をちょっとお聞かせ願えたらというふうに思います。

西井委員長 岩永課長。

岩永商工観光課長 商工観光課の岩永でございます。

私の方から、印刷製本費318万4,000円について説明をさせていただきます。平成29年度地方創生推進交付金事業におきまして、相撲館のリニューアル工事及び同館のパンフレット作成をさせていただきました。この関連の事業といたしまして、平成30年度におきましては日本遺産に認定されました竹内街道の観光パンフレットについて作成を予定しております。内容でございますが、平成25年度に作成いたしました「～記録と記憶を巡る～竹内街道」、12ページのパンフレットが過去でございます。こちらの方、非常に好評だったために、これをベースに、日本遺産に認定されたこと等の記録を追加させていただきたいと考えております。作成部数は3万部を予定しております。

それから、市内観光周遊ルート調査委託料200万円について説明をさせていただきます。平成29年度に竹内街道・横大路（大道）が日本遺産に認定されました。市には、當麻寺、相撲館、笛吹神社、飯豊天皇陵等、市内にはたくさんの観光スポットが点在しております。このような状況でありますと、観光ルートとしては統一したものではないので、ピンポイントの観光ということになってしまいます。これらの観光スポットを線でつなぐことによって、半日なり、もしくは1日の観光客が葛城市内に滞在することを可能とするような周遊ルートを構築するために、市役所の各担当部署の職員とか、新人で余り葛城市のことを知らない、新しい目線で見えていただける職員とか、また、昔から葛城市、長年住んでおられる職員とかをピックアップさせていただきまして、プロジェクトチームのようなものをつくらせていただきまして、周遊ルートの方を検討させていただきたいというように考えております。そのプロジェクトチームのスケジュール管理とかいろんな基礎資料の提供とか、成果品の作成とか提出、そこら辺を委託の方でお願いしたいと考えている分でございます。

以上でございます。

西井委員長 飯島部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。ただいまの増田委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、ご質問の中で空き家のチラシという話がございますけれども、こちらは一般質問の中で私答弁させていただいていますが、本年度の地方創生推進交付金の事業の中で空き家調査をしていますが、それとあわせて啓発パンフレットの作成も行っているところでございますので、こちらは間もなく完成の予定でございます。

続いて、来年度の空き家対策等委託料の話でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、空き家利活用促進と特定空き家除却、あとは空き家にまつわるトラブル解決方策について、こちらの予算をもしお認めいただけたならば、こちらを使って検討してまいりたいと思っているんですけども、その成果といたしましては、平成30年度中に空き家等対策計画として取りまとめる方向で考えてございます。利活用促進の部分と特定空き家等除却についてもある程度計画として固めることはかたい話なのかなと思っておりますが、一方で、空き

家にまつわるトラブル解決方策というのは、まさに先ほど申し上げたとおり、モデル的にやっっていくというところがございますので、報告書という形ではある程度仕上がるかもしれませんが、それを実際に計画に盛り込んでいくかというのは、まさに実際に始まってからでないところとわからないところがあると思います。必要であれば、その計画に基づいて必要な規定の整備というのをおわせて行っていく必要があると考えてございます。

以上でございます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 まず、印刷製本費の分については竹内街道のパンフレットということでございます。竹内街道関連のパンフレットは2年に一遍か毎年かいろんなパンフレットが出て、非常にきれいなパンフレットをつくっていただいている。また、竹内街道、日本遺産関連で何か補助金出るんですかね。それを活用しないで、地方創生の補助金を使うということですかね。あそこにもそれなりの補助金ありますし、あの補助金を使う手というのもあるのかなと思うんですけども、それはまたそれでお考えいただいているのかなというふうに思いますけども。

そういうパンフレットをつくっていただける、3万部ということでございますけども、次の観光周遊ルートの調査委託料ということで、先ほどの答弁されたように、プロジェクトを職員の新鮮な頭でといいますかフレッシュな頭で、観点をちょっと変えていただいて、そういうルートを検討すると。

私、最近よくテレビ見て、うわ、すごいなという、デモ画像を見るときに、3次元といいますか、ドローンですね。ドローンによる画像というかそういう観光のそういう案内というか、そういう資料がすごく、普段見る目線と違うところから見えて、すごく新鮮に映るんです。普段見慣れているところも角度を変えてみるとすごくいいものに見えるといいますか、それ以上の何か新たな発見とか、そういうふうなことも、見たときに、葛城市の観光のそういう案内を、ドローンを使った画像が見えたらなど、そういうふうなことも以前ちょっと気がついたことがございます。

私は、何でこの周遊ルートを聞いたかという、前にも聞いたんですけども、今、葛城市の古い街道を歩いていますと、やたら周遊ルートの、何でここにこんながあんねんみたいな、看板だらけの案内ルートがあるんです。また新しい案内ルートかと思ったので、もう以前のものを取っ払うこともでけへんけども、そこらちょっと混乱せんように、この新たな市内観光周遊ルートというのが、一貫性のあるといいますか、何か途切れ途切れやなしにやっていたらなど。

前にもちょっとこのことについては、街道を線で結んでいただくという、市長もそういうふうなお考えやということ聞いたので、旧街道を線で結んで観光スポットをつなげていただくという、そういう調査というふうに理解をさせていただきましたけども、その辺のところもちょっとご参考にいただけたらなというふうに思います。

それから、空き家対策につきましては、おくれはしていますけども、今年度といいますか平成30年度で概略の対策といいますか計画といいますか、いろんな理論武装的なものも固めていただくということでございますけれども、引き続きよろしくお願い申し上げたいと思

います。

最後に、もう答えは結構なんですけども、委託料のことが先ほどからしきりに議論されております。私、聞いていて、副市長からちょっと厳しいお言葉で、市役所には知恵がないという言葉をもとに受けたんですけど、いろんな多面からのアイデアとか違った感覚のいろんな知恵をいただいて計画を進められるという、これはもう当然必要かと思えます。ただ私は前の会社でよく言ったんですけど、魂入れろと、こう表現をするんですけど、職員さんにこの委託をしていただいた計画の最後の詰めといいますか、魂を込めていただくということをごくぐれもお願い申し上げておきたいと思えます。

西井委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

増田委員のお言葉を重く受けとめて実行したいと思えますが、1点だけ、表現でございます。知恵がないという表現ではございませんで、一般行政職員としては通常そこまで持っていないであろう専門的な内容については委託をしていきたいということでございまして、もし知恵がないと言ったのであれば、その私の言葉を聞いて、もう約330人の職員もがっかりしてやる気をなくすと思えますので、そういった表現ではございませんので。

それと、たまたまご紹介できたわけでございますが、ルートの選定等につきましても、私、議論の中で、職員に歩けと。実は、予算査定の議論の中で、いや、そうじゃないと。まずは歩こうと。しかも、長く暮らしておりますと気がつかないこともあるので、できるだけ新しい人も入っていただいて、見て、やろうと、そういった議論もしているところでございまして、委員の皆様からいろんなご意見を賜っておりますので、ぜひとも職員の力をきちっと生かしながら、適切に委託、外部の力も使いながら、取り組みを進めてまいりたいと思えます。

西井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時25分

再 開 午後2時40分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

ほかに質問はございませんか。

川村委員。

川村委員 それでは、41ページの2款総務費、8目自治振興費の19節負担金補助及び交付金のまちづくり事業一括交付金、これに関連しまして質問させていただきます。予算の概要の中に、12ページに、まちづくり事業一括交付金の内容につきましては細かくご説明をいただいているところでございますが、これは各大字によって、世帯数なんかの事情もありまして、いろいろと細かい形で補助をいただいているわけでございますが、これとはまた別の大事要望というところで、各大字が要望を区長さんによりまして届けていただいているという、そんな中で、前回の増田議員の一般質問で、この大字要望について、そういう書式をきちっと阿古市長によって整えられたということをご説明いただきましたんですけども、その大字要望について、いろいろと要望の実現につきましても、これまでもいろんな形で要望に対しての進め方というのがあったと思えますけれども、何か見える化するという、公平にいただき

たいなという、区長さんからもいろんなご要望をいただいているんです。もちろん難しいと思うんです。公平にやるということはどういうことかということもあります。議員の力によってお手伝いをさせていただいて、旗を振っていただいて要望を実現してこられたという過去の経緯もあると思うんですけれども、これからこの地域間格差というのは、人口の増減もあると思うんですけれども、そのあたりの要望に対してみんなが市民が納得するなというような見せ方というか、そういう情報がなかなか公開されにくい部分でもあるというところに、うちだけがひょっとしたら不公平なんかもしれへんというような、そんなお声があるのかなと私は思うわけですが、そのあたりの、なかなか見える化しづらい部分というのがあるのかもしれないんですが、そのあたりのご説明をいただきたいというのが1点でございます。

それから、次に、43ページの11目の防災行政無線の管理費、今度は管理という形になるんですけれども、今、各大字でほぼほぼ進んでいただいている中で、この予算の概要によりますと、新規の今回の予算計上は、新規入居者を対象に戸別受信機を設置するために、控えておくという部分と、それから故障した戸別受信機の修理を行うと書いているんですが、設置したばかりなので故障なんかは発生しないと思うんですけれども、故障なのか実際に電波が入らないという、そういった苦情による管理なのかとかいうところ辺の説明もお願いします。

そして、最後に、48ページの人権啓発費の中の13節委託料、男女共同参画基本計画策定業務委託料、これは新規だと思いますけれども、これの内容説明をお願いいたします。

西井委員長 企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。ただいまの川村委員のご質問のうち、大字要望の部分についてお答えさせていただきます。

大字要望はまさに今年度から実施されているやり方でございます。趣旨といたしましては、今まさに委員おっしゃいましたけれども、従前その大字要望というのは、随時出されているものに対して適宜対応してきたといったような形ではございましたけれども、これをまず要望の種類を2つに分けました。1つは市道等の維持補修といった簡単な手続でできるものに係る要望、もう一つは、これはいわゆる大字要望と言っていますが、道路の新設とか拡幅とか、要はもう新しく何か取り組むことについての大字からある程度予算の大きなものについての要望をいただいたものに対する対応の2点がございます。特に後者の大字要望につきましては、各課、各部にまたがる話ではございますけれども、一旦、企画部企画政策課の方で取りまとめた上で、予算査定の中で取捨選択しながら、今回こちらの予算として計上させていただきます。

これについての今後の流れでございますが、先ほど透明性ということをおっしゃっていただきましたけれども、まさに今こちらで予算特別委員会の中で予算をお認めいただくかどうかの議論をしているところでございます。それをお認めいただいて議会で承認をいただいた段階で実際の予算というのは確定いたしますので、それに基づいて、大字ごとの要望とそれに対して市側としてどういう対応をしたのか、まさに市の単独予算を使ってやるものもでございます。

し、ものによっては国とか県の力を借りなきゃいけないものもございませし、場合によっては、ちょっと今年度は難しくて次年度以降に対応しなきゃいけないものとか、そういったものの対応の差異がいろいろございませしので、そのあたりも明確にした形で、ちょっとまだ具体的な公表の形というのは定まっていなせしんですけども、いずれにせよ皆様に公表できる形でお示ししたいと考えているところございませし。

以上ございませし。

西井委員長 門口課長。

門口生活安全課長 生活安全課の門口ございませし。よろしくお願ひせしませし。

今現在、防災行政無線の戸別受信機の方ですが、各家の方へ配置させていただいてるわけございませし。この方での修繕の関係ございませしですが、設置したばかりなので、現実的には修繕は発生しないと考えているところですが、不注意でアンテナが折れたり、子どもが落としたりして故障する場合については、2年間の瑕疵担保を設定しておりますが、それ以外に発生する修繕については、年間10台程度発生すると見込んで予算計上しております。

西井委員長 布施課長。

布施人権政策課長 人権政策課の布施です。どうぞよろしくお願ひせしませし。

ただいま川村委員のご質問、人権啓発費、委託費の男女共同参画基本計画策定業務委託310万円のことであります。この葛城市男女共同基本計画につきましては、平成21年3月に制定させていただきました。それから、10年という計画年次になっております。国の男女共同参画計画につきましても3次、4次というふうに5年ごとに改正され、また、平成27年8月に女性活躍推進法が施行され、女性の活躍推進についてより一層進めていくような状況になった状態で、今回、第2次の基本計画の策定ということで計画をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたしませし。

西井委員長 川村委員。

川村委員 大字要望につきましては新しいやり方というか、確かに今ご答弁で、これから予算が確定してきたら、その中でやりくりをやっていただくような内容も盛り込んでいただいてるということでございませしけども、ここに至るまで長年のいろいろな大字要望がなかなか実現しないて来ている事業というのは、確かに大きい事業であったりするわけですけれども、一番、今までの中で大字が進めてこられたというのは、吸収源対策の公園の整備とかは比較的、私たちにも見える化していませし、地域の住民にとっては大字にこういった形で、もちろん進めていただいたという内容はわかるんですけど、なかなか地域住民にとってもわからないというような内容も確かにあると思ひませしですが、どんな大字が要望を出して、それについて明らかに検討していつていただいてるというプロセスが今はホームページ等もありますし、もちろんそれに対する情報公開について求められたときに、やっぱりそれが本当に公平な公正な、そういった形でやっていただくということは、これからの世代や新しい住民さんが葛城市に來られるということに対しても、やっぱりそういう進め方というのは大事なことやなと思ひませし。

葛城市にはミニ開発をされたいろいろな地域があつて、そういった新住民が公平に、自分た

ちが納めた市税によって受けられる恩恵というのがやっぱりわかっていくという、そういう流れというのが大事になってくるのではないかなというふうに思います。これにつきましてはいろいろとまたお考えいただいて、阿古市長のそういう透明性というところをしっかりと出していただけるものと期待をしております。どの区長さんからうちの大字はと言われなような状況をつくっていただいたら、もうそれでいいわけでございますので、その辺につきましてはよろしく願いいたします。

それと、今言われているデジタル防災行政無線が、この故障に充てるお金と実際に新規入居者に対して用意するお金というのが、どのぐらいの配分なのかというのをもう一回答弁していただきたい。やっぱりきっちり受信できるように徹底して、この防災行政無線が各家にきちっと運用していただけるような状況を、まずはそっちに向けて努力をしていただきたい。要するにこの故障したことではなくて、しっかりと今は定着させてほしいというのが思いでございますので、新しく用意される分と、あと故障に充てられる部分の割合を教えてくださいたら結構かと思えます。

男女共同参画、もちろんこの計画が一応新しい計画をつくる年度になったということは理解させていただきました。女性活躍推進ということもありまして、この事業につきましては、これまでのあかねホールでいつもやっていただいている人権啓発のことにつきましては、私たち議員も参加させていただいて、非常に啓発していただく内容はわかりやすく、また、親しみやすく、いつもいい講演やなどと思って、私たちも喜んで行かせていただいておりますし、勉強もさせていただいております。

ただ、この男女共同参画の意味が、やっぱり市内いろんな立場の方たちがしっかりと理解していただけるという状況にしていくということが目的でございますので、あえて女性活躍推進というのもいかがかなと、そんなことはもう言わない、そんなことを一々あえて言葉で言わなくてももう男女とも一緒やというような世の中というのは、前も、議長がそんなようなお話をされましたけども、私もそうやと思っています。

次の計画では、住民がもうそんなことをあえて言わなくても男女共同参画ということの理解度を進めていっていただけるような内容に、またぜひとも盛り込んでいただきたいなど思っております。

西井委員長 安川部長部長。

安川総務部長 総務部の安川でございます。

まず、先ほど課長が説明いたしました防災行政無線の修理の方につきまして、再度ちょっとご説明を加えたいと思います。通常ですと、メーカー保証といえますか、2年間の瑕疵担保期間ということであれば、通常の使い方によっては何ら修理費は必要ございませんが、壁かけとかいう形の利用とか、可搬ということ移動さすこともできます。そういった中で持ち運びした中で、例えば、故意ではないけども落下したことによって放送の受信状態が悪くなるとか、あるいは、ロッドアンテナというのがついておりますので、それが折れたりすることも可能性にはあるわけでございます。念のため、その分の費用として10台相当分をここで見込んでおるわけでございます。

それと、先ほど申されました、まずは全戸配布ということで、当初契約させていただいたものにプラス、1年間200世帯ほど現状としてふえておりますので、そういった分を見込んで、400台更に追加をいたしたのが、総務建設常任委員会でも申しあげました工事請負に係る部分でございます。そういった状況を見ていただきまして、当分の間は防災に対する、あるいは行政情報の流していく情報を今後は見守っていただきたいと思いますが、ただ、ここで上げております工事代あるいは備品購入につきましては、新たに新規購入される方で、もう1台工場に欲しいとか、12月議会で条例で申しあげましたように、住民基本台帳上の各世帯主に1台という設定をしておる中で、新たに自分のところの工場につけたいとか、あるいは、企業によったら事務所に1台つけたい等々の要望等もございますので、その分につきまして備品購入費として約100台程度、それと外部アンテナの設置要望もあるかと思っておりますので、その件につきましても10台相当分をこの中で計上しておるものでございます。

以上でございます。

西井委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

大字要望の件でございますが、委員からのご意見もしっかり受けとめながらやっていきたいと考えておまして、実際、今回の予算編成でも、まさにもう正直申しあげて、どのように使うのがいいかなということを模索しながらやっていったわけございまして、例えば、特に一番大字要望の中で使うのは、道路改良の要望箇所でありますとか、あるいは土地改良、農林の関係、このあたりに使うわけですけども、それとともに、舗装補修等につきましては、何らかの形で整理をして、どう見せていこうかということも検討してまいるわけでございますが、場合によったら、地元の優先箇所の見方と、やはり本市の土木技師が見た優先順位が、これやはり違うよねというものの中にはございます。そういったものを大字の区長さんとしっかりと意思疎通を図りながら、見える化しながらできる手法というのが第一歩だと考えております。

それから、せっかく頑張って、ここは大字の要望を酌んで、ここはちょっと頑張って予算つけようよということをつけて、喜んでいただけたと思いきや、いや、そっちしてくれんのやったらこっちの方がよかったのにといったことも過去にはあったように聞いておりますので、そのあたりの要望のミスマッチを避けると、こういった意味でも、今回、本当にまだ1回目でございますので、最初から全てがうまくいくかどうかというのはわからないわけでございますが、基本的には始めた趣旨を踏まえて、できるだけそれを今回の予算編成の特に箇所づけに活かしていこうということでやったわけございまして、結果については何らかの形で区長さんにその結果も返しながら、引き続きよりよいやり方ということについて模索してまいりたいと思っております。

以上でございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 ちょっと関連にもなるんですけど、防災行政無線のところですけども、18節に庁用備品

購入費で、これ669万円ほど入っていますけど、これが何なのかをお聞きしたいと思います。

それから、無線技士養成課程受講負担金。これ去年もあったようなんですが、これは何か、ちょっと教えてください。

3つ目ですけれども、44ページ、1目税務総務費の中の8節ふるさと応援寄附報償費ということで、ふるさと納税のことかと思うんですが、歳入の方で200万円ほど計上されていると思います。大体、半分ぐらいを返していくのかなということですが、これについてのお考えをお聞かせください。葛城市から逃げてるというたらおかしいけど、ほかへ払われてというその出し入れのところがどんなことになっているのかということもちょっと気になります。考え方をお聞かせください。他の市では地元産品をとにかく援助するというので、住民税として入るよりも、いうたら、地元の要は返す側で地元業者は儲けてもらうということで、過大と言うのか、納税したときのお土産、プレゼントがあるみたいですけど、葛城市の考え方はどうなのか、ちょっとお聞かせください。

西井委員長 門口課長。

門口生活安全課長 生活安全課の門口でございます。よろしくお願いいたします。

今、委員ご質問の防災行政無線の関係の備品購入費の方でございます。庁用備品購入費としまして669万6,000円、そのものは一体どういうものかという、そういうご質問の内容であったと思います。この備品の購入費でございます。戸別受信機100台分、また、聴覚障がいの方の戸別受信機、これを10台購入する金額でございます。1基当たり4万3,200円掛ける100台分。また、聴覚障がいの方の戸別受信機の方でございますが、23万7,600円、その10台分としまして合計669万6,000円ということになります。よろしくお願いいたします。

続きまして、無線技士の養成課程受講負担金でございます。3万1,000円ということで計上させていただいております。この分につきましては、第2種陸上特殊無線技士の養成課程、この課程を受講するための負担金でございます。この分につきましては、市の中でこの資格を持っている者がおりますが、原課の方で持っている者が少ないということで、この無線の技士の資格を取得しなければいけないということになっておりますので、1人派遣して行ってもらう予定を考えております。その分の負担金でございます。よろしくよろしくお願いいたします。

西井委員長 仲川課長。

仲川税務課長 税務課の仲川です。よろしくお願いいたします。

先ほどの委員のふるさと応援寄附についてのお話ですが、ちょっと葛城市の考えというか、今の現状をお話しさせていただきたいと思います。

ふるさと応援寄附金については、歳出・歳入ともに前年度予算と同額を見込んでいます。現状を説明いたしますと、平成29年度ふるさと応援寄附による葛城市への寄附金は、1月末現在、寄附件数は78件、寄附金総額は146万円です。また、返礼品や記念品等に係る報償費の歳出執行額は66万1,520円で、内訳として、返礼品62万3,520円、記念品代3万8,000円となっています。

既に皆さんもご存じのとおり、ふるさと応援寄附はテレビCMが流れ、さとふるや楽天市

場等のインターネットサイトにおいてカタログショッピングのようにはなっておりますが、過剰な返礼品が問題となってきました。昨年、総務大臣より、資産性の高い返礼品の廃止やその価格を寄附金額の3割程度に見直すよう通達がありました。また、昨今の運送業界の値上げの影響もあり、返礼品の見直しの必要があります。現在、提供いただいている業者と見直しを行っており、平成30年度寄附からは新たな返礼品を含め市のホームページに掲載する準備を現在進めています。また、体験型の返礼品についても商工観光課や葛城市観光ボランティアガイドと調整しており、寄附金の返礼品として葛城市をガイドと散策するようなコースを考案中です。

先ほどあった他の自治体へのふるさと応援寄附ですが、葛城市の納税義務者が住民税の税額の控除を行った実態ですが、これは平成28年中に寄附をされた件数が569件、寄附金総額が4,481万7,000円です。平成29年度市民税控除額は2,006万6,000円です。このふるさと応援寄附金に係る交付税上の取扱いですが、寄附金受領団体、つまり葛城市が受けた寄附金額は基準財政収入額には参入されず、交付税が減少することはありません。また、他の自治体に寄附された寄附金の取扱いは、基準財政収入額が住民税減少分の75%分減少となり、その分、交付税が増加して補われ、残る25%は市の収入減となっています。

現状は以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 45ページ、2款、2目賦課徴収費、14節、ちょっとわかりにくい言葉なので教えてください。経路機関ASPシステム使用料とかいうの、わからないのでちょっと教えてください。

あと、47ページの2款総務費、4項人権啓発費の中の1目人権啓発費、8節報償費の講師謝礼、これ120万円ぐらいあるんですけども、これ大体、回数とか1回当たりの謝礼費とか、わかりましたらお願いします。

西井委員長 仲川課長。

仲川税務課長 税務課の仲川です。よろしく申し上げます。

ただいまご質問の経路機関ASPシステム使用料、それからまた、軽自動車ASPというような言葉が出てくるんですけども、ASPというのは、アプリケーション・サービス・プロバイダーと申しまして、業務用ソフトウェアなどのアプリケーションをインターネットを介して提供する事業者またはサービスのことです。国税連携とかその他、軽自動車の検査状況とかをインターネットを通じてデータで情報を取り込む際の間接地点みたいなものです。以上です。

西井委員長 布施課長。

布施人権政策課長 人権政策の布施です。どうぞよろしく申し上げます。

人権啓発費の報償費、講師謝金についての内訳です。人権啓発のかかわる市民集会につきまして2回、4月と7月に開催しております。それが37万8,000円。それと、7月は差別をなくす強調月間という形で、議員さんをはじめ各種団体の研修会を開催しております。それが16回で合計33万円。1回当たり2万円から3万円程度の講師さんを選んでおります。

また、そのほかに男女共同参画の市民集会、セミナー、2月に開催していますけども、それが10万8,000円。それと、男女共同参画にかかわるパパ流の育児講座の講師が10万円。また、フェミニストカウンセリング相談というのを実施しております。それが42万円。あわせて124万4,000円となります。

以上です。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 今ちょっとわかりにくい言葉、フェミニストカウンセリングという言葉、どういうことか教えてください。

西井委員長 布施課長。

布施人権政策課長 人権政策課の布施です。どうぞよろしく申し上げます。

フェミニストカウンセリングといいますのは、女性個人の悩みの原因を本人の性格や病理の問題のみにせず、社会が求める性役割意識がその生き方や考え方、生きにくさをつくり出していると考えられます。そうした社会が女性に求めるあり方や生き方にとらわれず、1人1人の生き方に寄り添いサポートしていく、ひいては女性が家庭や職場などで主体的かつ多様な生き方を選択でき、性別にとらわれなく誰もが生きやすい生活を目指していくということです。また、セクシャルハラスメントやドメスティックバイオレンス、性虐待、性暴力など女性への暴力、被害に遭った女性の視点に立つてというのがフェミニストカウンセリングということでございます。

以上です。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 ちょっとこのことだけ改めて聞きますけれども、これはカウンセラーがおられて、そこへそういう方がカウンセリングに行くのか、それともそういうカウンセリングについての研修なのか。それだけちょっとお願いします。

西井委員長 布施課長。

布施人権政策課長 人権政策課の布施です。どうぞよろしく申し上げます。

専門のカウンセラーさんをうちの方から雇わせてもらって、そこにDVとかそういう被害の相談に来てもらうという相談でございます。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 では、職員の研修ということにかかわるかなとは思いますが、35ページのところ、2款総務費の1目一般管理費の中の8節報償費のところに講師謝礼というふうにあるんですけども、これはどういう研修の講師になっているのでしょうか。

(発言する者あり)

谷原委員 そうですか。そうしたら、そのときの関連で言えばよかったのかもわかりませんが、またちょっと厳しい発言にはなるかと思うんですけど、今、国会でも問題になっています公文書の改ざんの問題。私は前任の白石栄一議員から住民監査請求の監査の通知及びそのもとにな

った文書を見せていただきました。架空工事があったということは、工事完了の竣工検査証が明らかに有印公文書であるにもかかわらず虚偽作成ということで、これは私が見るところ十数名職員が関与しております。判こをついているわけですから、どなたが、その地位も明らかで、係長とか主査とか課長補佐とか、判こをついているわけですから、これも歴然とした証拠があるわけです。

議会の方でこれをなかなか見ていただけないので、私は行政の責任でなく、議会がしっかりとまず見てくださいと12月議会でも言いましたし、今回でもまだ予備日もあるにもかかわらず、総務建設常任委員会の方で行政の方の説明不十分ということで継続審議みたいな形になっておりますけれども、公文書についての不正というのは、これは職員の非行職員の非行としても大変重いと。飲酒運転をしたり、そういう形でのこととは違って、職業上、職務上のことでありますから、これが組織的に行われたということは、私は大きな力が働いて、12月の一般質問でも言いましたけれども、地方公務員法の中でも上司の命令に従うということがあるわけですから、単純なことではないと私は思っておりますけれども、しかし、実際にそういうことをやられた方がおられて、その再発防止というのは私は非常に大事だと思っておりますので、何らかの形で職員研修なりでしっかりと、明らかになった問題について、やっぱり職務上の文書処理の問題、私は有印公文書以外にも改ざんの文書も何か見たように思います。

私も公務員をやっている、こういうのが本当に信じられない感じがありました。もう一体どうなっているのか。基本的な仕事ですよ、公務員のね。そういうことに多くの職員がそういう状態、多くの職員といってもほとんどの人はちゃんとやっておられるわけですが、何らかの大きな力が働いてそういうことになってしまったと。でも、そのことに対しては厳しくやっぱりそれなりの処置がされないと市民も納得できないので、そういう研修をぜひやっていただきたいと。その研修をどういう形で考えられているのか、この予算の中に入っているのか。再発防止に向けた何らかの形のことがこの中にあるのかどうか、その辺についてお伺いします。

西井委員長 前村課長。

前村人事課長 人事課長の前村です。よろしく申し上げます。谷原委員のご質問に対して説明をさせていただきます。

まず、この講師謝礼につきましては、全体研修として6万円掛ける3日。6万円といいますが講師謝礼、午前、午後、3万円ずつの2こまの3日ですので、6こまに分けて職員が調整をしながら、一遍に普段の業務に支障を来さないような形で研修を行う全体研修として、その18万円を組ませていただいております。その中に、今年度は防災の研修、クロスロードという研修をさせていただきました。これまでも人権研修、それから、評価制度が始まりますので人事評価の研修等を行いました。今回、ご意見もいただいておりますので、コンプライアンスの研修を平成30年度については組み込む形で検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

西井委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

課長の答弁として、予算の枠組みの説明でございますので、多少トーンが弱かったと思います。研修の中でコンプライアンスについてを確認するという内容を入れた研修を今回は実施していきたいと考えております。

以上でございます。

西井委員長 ほかに質問はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑ないようですので、続いて3款、4款の質疑に入ります。

ここで、暫時休憩します。

休 憩 午後3時20分

再 開 午後3時30分

西井委員長 休憩前に引き続き、会議を行います。

次に、3款民生費、4款衛生費の説明を求めます。

安川部長。

安川総務部長 総務部、安川でございます。それでは、3款民生費及び4款衛生費につきましてご説明を申し上げます。事項別明細書につきましては、50ページの方をお開き願いたいと思えます。

50ページの中段からでございます。まず、3款民生費、1項1目社会福祉総務費でございます。6億5,221万3,000円の計上で、職員29人の人件費を初め、後期高齢者医療療養給付費等負担金や国民健康保険特別会計繰出金などが主な経費となっております。

次に、52ページをお開き願いたいと思えます。2目国民健康保険医療助成費では1億8,151万9,000円の計上となっております。

続く3目後期高齢者医療保険医療助成費につきましては、8,726万2,000円の計上でございます。

続く4目障害者福祉費では、9億3,069万7,000円の計上で、介護給付費を初めとする扶助費などが主な経費となっております。

54ページに移りまして、5目老人福祉費でございます。5億3,240万3,000円の計上で、敬老年金を初めとする扶助費や介護保険特別会計への繰出金などの経費でございます。

56ページに移りまして、6目介護保険料助成費でございます。710万2,000円の計上でございます。

続く7目いきいきセンター管理運営費では、3,509万3,000円で、職員1人の人件費と、いきいきセンターの維持管理などに要する経費でございます。

続く8目福祉推進費では、1億2,642万4,000円の計上で、福祉総合ステーションの指定管理委託料などが主な経費となっております。

58ページに移りまして、2項1目児童福祉総務費でございます。3億1,897万6,000円の計上で、職員6人の人件費と児童扶養手当などを初めとする扶助費が主な経費でございます。

続く2目児童措置費では、12億3,312万6,000円の計上で、児童手当や子どものための教育・保育給付費などの扶助費が主な経費となっております。

続く3目保育所費におきましては、3億6,650万6,000円の計上で、職員29人の人件費を初め公立保育所の運営に要する経費となっております。

次に、61ページに移りたいと思います。4目児童館費では、3億1,693万2,000円の計上で、職員1人の人件費と児童館及び学童保育所の運営に要する経費でございます。

次に、62ページに移りまして、5目ひとり親家庭等福祉費でございます。2,450万円の計上となっております。

続く6目地域子育て支援センター事業費では、1,840万2,000円の計上で、職員1人の人件費を初め地域子育て支援センターの運営に要する経費となっております。

続く7目こども・若者サポートセンター事業費では、8,603万8,000円の計上で、職員4人の人件費を初めこども・若者サポートセンターの運営に要する経費となっております。

64ページに移りまして、3項1目国民年金事務取扱費でございます。1,900万5,000円の計上で、職員2人の人件費と国民年金事務に要する経費でございます。

次に、4項1目生活保護総務費では、3,873万8,000円の計上で、職員4人の人件費と生活保護の一部事務に要する経費でございます。

66ページに移りまして、2目扶助費でございます。4億3,187万6,000円の計上で、生活扶助費を初めとする扶助に要する経費となっております。

次に、5項1目災害救助費でございます。1,140万円の計上となっております。

続きまして、4款衛生費に移りたいと思います。1項1目保健衛生総務費でございます。1,915万8,000円の計上で、保健衛生事務に要する経費となっております。

続く2目予防費では、1億2,293万5,000円の計上で、高齢者インフルエンザ予防接種を初めとする各種予防接種の委託料などが主な経費でございます。

次、68ページに移りまして、3目生活衛生費でございます。65万1,000円の計上で、狂犬病予防などに要する費用となっております。

次に、4目健康づくり推進事業費では、3,970万3,000円の計上で、各種がん検診等に要する費用でございます。

続く5目母子保健事業費では、4,392万3,000円の計上で、妊婦健康診査委託料などが主な経費でございます。

次、70ページに移りまして、6目保健施設費では、1億79万1,000円の計上で、職員11人の人件費や保健施設維持管理などに要する費用となっております。

次に、7目環境衛生費では、4,932万7,000円の計上で、職員4人の人件費と環境衛生事務などに要する経費となっております。

72ページに移りまして、8目火葬場費でございます。3,197万1,000円の計上で、火葬場運営に要する経費となっております。

続く9目上水道費では、400万円の計上で、水道事業会計への補助金でございます。

次に、2項1目清掃総務費でございます。4,006万6,000円の計上で、職員4人の人件費と

清掃事務に要する経費となっております。

次に、74ページに移りまして、2目塵芥処理費でございます。6億4,874万3,000円の計上で、職員20人の人件費とごみ焼却施設運転管理委託料など塵芥処理に要する経費でございます。

76ページに移りまして、3目し尿処理費でございます。1億1,355万3,000円の計上で、葛城地区清掃事務組合負担金などが主な経費となっております。

次の4目地域循環型社会形成推進事業費では、7,246万6,000円の計上で、ストックヤード建設事業などに要する経費となっております。

以上で、3款民生費及び4款衛生費の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願ひました部分に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願ひします。私も議員になって予算審議は初めてということになりますので、わからない言葉とか、ちょっとわからない内容がありますので、お伺ひします。

51ページになります。3款民生費、1項1目社会福祉総務費の19節の中の、生活困窮者就労準備支援事業費負担金というところです。これは、どういう負担金なのか教えてください。

それから、53ページの13の委託料のところに福祉タクシーサービスとありますけれど、この内訳を教えてください。

それから、地域活動支援センター委託料ということで、これがどこのどういう活動の委託料なのか、ちょっと教えてください。

3つほど、お願ひします。

西井委員長 東課長。

東 社会福祉課長 社会福祉課の東でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、1つ目の生活困窮者就労準備支援事業の負担金でございます。これにつきましては、生活困窮者に対しまして就労に必要な日常の生活自立、そして、社会生活自立段階から有期で実施する事業でございます。任意事業ではありますが、将来的に必須事業化されることを踏まえまして、奈良県内の自治体、奈良県及び奈良市を除く11市が広域的に実施をすることで、スケールメリットが図れ、単独自治体では実施困難な事業の内容、プログラムの提供が可能となることとでございます。平成30年度におきましては総事業費といたしまして2,000万円が見込まれておりまして、これは確定しております。均等割と人口割により負担金を算出しております。葛城市の負担金につきましては、均等割が76万9,000円、それと人口割が31万7,000円をあわせて、合計108万6,000円となっております。なお、そのうち3分の2が国庫の負担となるため、72万4,000円が財源充当される予定でございます。まずこれが1点目でございます。

2点目につきまして、福祉タクシーサービスの件でございます。重度心身障がい児と障がい者に1人24回までタクシーの初乗り運賃を助成を行うということとでございます。年間見込

みにいたしまして、260人に対しまして4,000件、310万円を見込んでおるところでございます。

続きまして、地域活動支援センターの委託料の件でございます。これにつきましては、精神障がい者が地域で生活を送る際の、地域生活に溶け込むため、普段の日常生活訓練等、トポスという事業所がございますが、そこでの活動事業支援、例えて申しますと、日中活動、ゲートボール、農園作業、生花、絵画、散策、体操、買い物等、精神保健福祉士を配置いたしまして事業を行っていくということでございます。これはI型と申しまして、基準額が国の定めによりまして1,200万円というふうになってございます。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 最初に、生活困窮者自立支援事業のところですが、具体的なイメージがちょっとよくわからないんです。どういう方を対象としておられるのか、予算案の概要を見ますと、自立相談支援事業とか住宅確保給付金事業とか、あと就労準備支援事業とかあります。具体的にはどういう方を指しているのか。私がちょっと気になっていますのは、いわゆるひきこもりとかニートと呼ばれる方がだんだん高齢化されて、親御さんも亡くなっていくと、生活が非常にしにくい方とかが出てくることを想定しての事業なのか、あるいは、生活保護水準にある方の支援なのか、ちょっとこの生活困窮者自立支援というところの対象者がちょっとわかりにくいというか、ちょっとそこを教えていただきたいんです。

西井委員長 東課長。

東 社会福祉課長 この件に関しましては、奈良県広域就労準備支援事業ということで、社会生活自立支援の必要な状態ということで、今、谷原委員おっしゃいます、どのような方ということでございますけれども、コミュニケーションが苦手でありますとか、また、目を合わせて対話ができないとか、あとは感情であるとか自己の表現が苦手であるとか、あとまた、対人関係に不安で、また、過去にトラウマを抱えている等とか、また、社会人経験が不足していて社会への無知・無関心といった部分、それと、社会活動や就労にたえる体力等が不足しているという方を指します。

以上でございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

吉村委員。

吉村始委員 まず、1つ目が、54ページの3款、5目老人福祉費の8節報償費、敬老会の記念品と敬老祝い金につきまして、対象となる、この年齢あるいはこれ以上という具体的な年齢と、見込まれている人数、対象者の数をお教えいただきたいというのが1つ目と、それから、59ページなんですけど、2目児童措置費の20節扶助費、子どものための教育・保育給付費というのがあります。これちょっと説明を見ていましたら、はじかみ保育園、華表保育園、浄正院保育園等に運営費として支弁するというふうにあります。これが予算がふえているので、もしかしたらこれ対象者がふえているのかなど。そのあたり具体的に人数とかをお教えいただけたらと思います。

それから、63ページなんですけど、7目こども・若者サポートセンター、今の谷原委員のにもかかわるかもわからないんですけど、8節報償費、この講師謝礼というのがありまして、対象とされている人とか、どういうふうな予定で行うのか、そのあたりお教えいただけたらありがたいです。

西井委員長 森井課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の森井です。ただいまの吉村委員からのご質問の、敬老祝い金、記念品の個数につきましてでございます。

まず、敬老祝い金につきましては、88歳と100歳の方にお祝いをしております。平成30年度の88歳の対象者になられる方につきましては163名を予定しております。それから、100歳につきましては、9名の方を予算化させていただいております。

それから、記念品でございます。この敬老記念品につきましては、数が7,844用意しております。対象者は70歳以上の方で敬老会にお招きするときの記念品として数えております。

以上でございます。

西井委員長 松浦課長。

松浦子育て福祉課長 子育て福祉課の松浦でございます。どうぞよろしくお願いたします。

子どものための教育・保育給付費についてですけれども、これは市内在住児童が入所している市内私立保育園、市外公立・私立保育園に費用として支弁するものです。旧の保育所運営費の負担金のことで、子ども・子育て支援新制度施行に基づいた給付金となっております。平成30年度は華表保育園、浄正院保育園、はじかみ保育園、その他私立に対しまして571人の子どもさん、それと、公立保育園には6人の子どもさんに対しての給付費です。平成29年度の運営費といたしまして、華表保育園、浄正院保育園、はじかみ保育園、その他私立保育園の553人に支給させていただいております。それと、公立保育園が17の方に支給させていただいております。

以上となっております。

西井委員長 松山所長。

松山こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの松山でございます。

今の報償費についてお答えいたします。こども・若者サポートセンターでは、児童虐待予防のための要保護児童対策地域協議会という協議会を持っております。その中で虐待予防の事業として養育支援訪問事業というのを実施しております。養育支援訪問を実施する人を養成するための研修費が3回ぐらいあります。そして、虐待予防をするためのスタッフの研修会及び困難事例のスーパーバイザーとして来ていただく方の講師謝礼、及び療育教室として親子教室、ちょっと発達に偏りがあったり、発達障がい、軽い障がいをお持ちの方の親子教室というのを実施しております。そのときに来ていただく講師謝礼、それから、インクルーシブ教育システム推進事業というのを行ってございまして、障がいのある子も障がいのない子も同じ学校で地域で教育を受けるようなシステムをつくるという中で、そういう教育についての研修会を予定しております。その講師謝礼を予算化しております。

以上です。

西井委員長 松浦課長、保育園ごとの内訳を聞かれていたと思いますが。

松浦課長。

松浦子育て福祉課長 平成29年度は私立3園保育所、それと私立保育園で553人で、公立保育園に17名、計570名に。

西井委員長 私立3園の内訳です。

松浦子育て福祉課長 済みません、私立3園の内訳はちょっと資料を持ち合わせておりません。

西井委員長 では、後日に答弁してください。

それで、吉村委員、よろしいですか。

吉村委員。

吉村始委員 子どものための教育・保育給付費についてはまた後日伺うということで、あと、最初の敬老会記念品、祝い金につきまして、今後、対象となる高齢者の方は当然ふえていくことが予想されていくと思いますが、当面の、市としての給付についてどのように考えているのか答弁をお願いします。

それから、あと、このこども・若者サポートセンター事業につきましては、いわゆるプロフェッショナルといいますか、そういう人たちをしっかりと養成していただいて、社会情勢に伴って理論もどんどん変わっていくので。やっぱりこういうものは今後も継続して、研修して行っていくべきものだろうなと思いますが、それについてもちょっとお考えを伺いたいと思います。

西井委員長 森井課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 ただいまの敬老祝い品の件でございます。市の考えをということでございますが、平成29年度、本来でしたら違う方法で配ることも検討いたしまして、結局、もとの方法に戻るとい形になりました。今後も配付方法等は市の方でも検討してまいりたいのですが、まず、平成30年度につきましては、旧来の方法で配付を考えております。

以上です。

西井委員長 松山所長。

松山こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターは、臨床心理士、保育士、保健師、社会福祉士等、専門職を配置しております。よって、その専門性をより発揮できるような自己研さんというかそういう研修にも今後積極的に参加したいと思っておりますし、今、注目されております児童虐待防止・予防という観点では、かなり研修も県の方も国の方も組んでおりますので、そういう研修にも、職員の質の向上も図りつつ住民さんへのPRも図っていきいたいと思っております。

以上です。

西井委員長 市長。

阿古市長 敬老祝い品につきましては、去年、かなりいろんな考察を重ねました。例えば、敬老会にもう来ていただいた方だけでもいいのではないかとということも含めまして、配付の方法もいろいろ検討したんですけども、配付の方法は1回はチャレンジしたんですが、残念ながら、

そのチャレンジが実らなかったというのが実情なんです。それで、この敬老会を開いて、おいていただける方はいいんですけど、そうでない方はどうするのかというのもこれからちょっと検討は重ねていきたいと思います。まだ結論には至っていないというのが実情なんです。この敬老関係の事業についてはもっと大きな問題も抱えている部分もあるんですけども、これは議論を重ねないと、すぐに来年からこうしますという返答はここでは、申しわけないんですけども、できませんので、検討を重ねていきたいと。その中で議員の皆さん方のご意見もいただけたらありがたいなという思いであります。

西井委員長 吉村委員。

吉村始委員 今おっしゃったとおり、なかなか難しい問題だろうと私も思います。どうもありがとうございました。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

奥本委員。

奥本委員 まず、54ページ、4目障害福祉費の20節扶助費の中にある小児慢性特定疾患児日常生活用具給付費12万円となっておりますけども、正直、12万円程度ではそんなに生活用具は買えないと思うんですけど、具体的にどのような生活用具を想定していらっしゃるかというのが、まず1点。

続きまして、59ページの3款民生費の中の2目児童措置費の20節扶助費。この児童手当費なんですけども、これ年齢別の内訳か何かありましたら、教えてください。

あと、最後1点。62ページ、3款民生費の4目児童館費の中で、13節委託料、学童保育システム保守委託料とありますけど、学童保育に何らかのシステムが入っているって私初めてここで見たんですけども、どういったシステムかという内容だけ教えていただけますか。

西井委員長 東課長。

東 社会福祉課長 社会福祉課、東でございます。奥本委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、12万円でどんなものができるのかということでございます。これは予算の枠どりの部分でございまして、実際に申し上げますと、どういったものかと申し上げますと、特殊な便器でありますとか、また、特殊寝台、それとあと、歩行支援の用具、これは当然、下肢が不自由な方に対するものですが、それとまた、入浴補助用具、また、特殊尿器、体位変換機等、そのようなことに12万円を使うということでございます。

今までの実績はございません。

以上でございます。よろしく申し上げます。

西井委員長 松浦課長。

松浦子育て福祉課長 子育て福祉課の松浦でございます。

児童手当の年齢別の人数なんですけれども、3歳未満が888人、3歳から小学校修了前までの第1子、第2子が2,833人、第3子以降が409人、中学生が1,012人、特例給付が156人、計5,298人となっております。

学童のシステムというのは、個々の在籍する子どもの管理をさせてもらうシステムとなっ

ておりまして、保育料の管理とか、それから在籍状況の管理とか、長期休み中の管理とかをシステムに入力させていただいて、管理させていただくシステムとなっております。

以上です。

西井委員長 奥本委員。

奥本委員 まず、最初の特定疾患の件については、内容を伺って、それを聞いた限りではもうこれ全然足りないなとわかったんですが、実績なしということで、実際これ申請されたら、たちまちもう1件でも足りないという形になります。単にネブライザーとかたん吸引機を買うだけでもこの範囲内におさまらないという形になって、実際のところもう少し、今後、給付の程度を広げないと、知らないという方がほとんどだと思いますけども、知って申請されたときにお金が足りないというのはもう現実には起こり得るのは目に見えているので、その辺は考えていっていただけたらなと思います。これは答弁は結構です。

それから、児童手当のところで年齢別の対象人数をお聞きしたんですけども、やはりこの辺の方も非常に金額的にもかかるところなんですけども、やっぱり教育の面で十分な支援策という形で市として手厚い対応をしていただいているということで、ありがたいなと思いました。これもご答弁は結構です。

それから、最後の学童保育のシステム保守委託料のことに关しまして、保育料とか在籍の管理ということでしたけども、これって保育園で使っていらっしゃる、そういう管理システムというのとほとんど同じだと聞いていて思ったんですけども、現実、公立保育園でそういうのが導入されているのかどうか。もしあるのであれば、それと一緒にできないかというところをお聞かせいただけますでしょうか。

西井委員長 松浦課長。

松浦子育て福祉課長 保育所システムについては、共同のシステム運用させていただいております、学童保育システムは、平成30年1月から新たに導入させていただいておりますので、一緒にすることはできません。

以上です。

西井委員長 奥本委員。

奥本委員 一緒にすることはできないということで、それを一緒にできるように何で検討できないのかなというのがちょっと疑問点に思いました。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

増田委員 54ページ、老人福祉費の8節報償費、敬老会記念品、320円掛ける7,800人と、こういう内訳でございますけど、昨年のときに私たしか聞いたような記憶がございます。市長がご提案していただいた安否確認といいますか、お元気でおられるかという確認も含めて持つていくという案については、すごくええことやなというふうに思ったんですけども、結局、人員確保ができない、現実的に難しい問題やということで断念された。私は人員を確保する時間がなかったから断念されたのかなというふうに思ったんですけども、今年も去年と同じようにするという事は、郵送もしくは何か大字経由で渡されるというふうに解釈してよろしい

んですかね。

それと、56ページ、いきいきセンターの管理運営費の11節需用費、修繕料ですか、161万9,000円と15節工事請負費57万3,000円、この内容についてお聞きします。いきいきセンターは毎年、お風呂のボイラーとかタイルが落ちたとか、相当年数がたっていて、水回りの施設が多いということで老朽化も非常に進んでおるのかなというふうな気がします。毎年、このように非常に多くの修繕費や工事費を投入するのであれば、一度診断していただいて、抜本的に改修する時期にきているのか、いやいや、まだまだ当分の間は修繕で対応しますということ、先ほどから議論になっております公共施設のマネジメント、ファシリティマネジメントの今後の課題に部類するところかなというふうなことも懸念しますので、その辺のところをお聞かせ願いたい。

次に60ページ、保育所費の13節耐震診断委託料291万6,000円。これは恐らく當麻第一保育所と磐城第一保育所の分かなというふうに思うんですけども、この内容についてお聞かせいただきたい。

以上です。

西井委員長 森井課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の森井です。また、いきいきセンターの所長でもございますので、まず、1つ目の、敬老の祝い品の配付方法ですが、もともと全てを郵送料にはしておりませんで、一部、区長さんによりましては、確認させていただいた上でお配りいただけるところについてはお配りいただいております。平成29年度も郵送でさせていただきましたので、まずそういう形になると考えられまして、予算化しております。金額につきましては、一応、対象者が7,844名ですので、140円分をかけさせていただいて、役務費の12節のところ109万8,160円を計上させていただいている状況でございます。

次に、2つ目の、いきいきセンターの修繕料でございます。修繕の方につきましては、平成29年度と同じように、突発的修繕の方を30万円ほど見させていただいて管理していく予定でおります。ただし、いきいきセンターの運営協議会でもそういったご心配をいただきまして、ご議論いただいた中で、古い施設でございますので管理の方をしっかりとっていくようにということがございます。管理をしっかりとっていくということは、いきいきセンターの特にお風呂の部分がございまして、いきいきセンターの衛生管理マニュアルを策定しまして、計画的に消毒とかそういったものを進めてまいる形でやってまいります。

ただし、先ほど委員がおっしゃいましたように、ファシリティマネジメントの検討というのは必要となってまいります。これにつきましては、葛城市全体で計画していただいて進めていただけるものと思っております。そこまでの間、いかにきちっと管理していけるかということで、こういったマニュアルをつくりまして、安全・安心な施設となりますように進めております。

西井委員長 松浦課長。

松浦子育て福祉課長 子育て福祉課の松浦でございます。

保育所の耐震診断委託料でございますが、291万6,000円計上させていただきました。これ

は一番古い昭和52年建築の磐城第一保育所に係る耐震診断委託料を計上させていただいております。また、當麻第一保育所は年次的に実施予定でございます。

以上です。

西井委員長 増田委員。

増田委員 最初の記念品については、私は何を問うているかというたら、昨年の考え方が非常によかってんけども、安否確認も含めたお届けをするというふうなことは、もう今年度は考えておられないんですかということを知りたかった。

それから、いきいきセンターについては、当然、今、現段階で使うに当たって支障を来しているところの修繕を随時やっていくというのは当然のことでございますけれども、もうちょと先のことは考えておられるんですかと、これを聞きたかったということです。

それから、3つ目の耐震診断委託料の、私、當麻と磐城と言ったんですけども、とりあえず先に古い方の磐城からやって、當麻の保育所を次にやると、こういうふうな理解でいいんですかね。

西井委員長 巽部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部の巽でございます。ちょっと今の3つのご質問だと思いますが、順番に私の答えられる範囲で答えさせていただきたいと思っております。

まず、敬老会の記念品の配らせていただく報償費の分でございます。確かに昨年度、アルバイト等を雇った中で個々のおうちに配って、安否確認、また、いろんな要望、この辺を予定しておりました。ただ、時間的にできなかつたのではなく、現実には早くからその辺の準備をさせていただいたんですけども、まず、どの対象者か、例えばアルバイト職員が行くにしても、場所がどれだけ、どんな対象者の家がどこであるかというのがわかりませんので、その地図の準備をしながら、また、そのアルバイトを雇うのに募集も早い段階からしました。

ところが、現実にはアルバイトを募集しても、応募がなかったということで、この辺は協議会とかの方でも説明させていただいたと思うんですけど、その辺を踏まえた中で今年はどうしようか、平成30年度はどうしようかという議論をさせていただいた中で、なかなか難しいなという話で、ただ、やっぱり何らかの方法でそういう安否確認、ほかに方法はないのかなというのはやっぱり我々としても気になるところでございますし、また、平素から民生委員さん等のひとり暮らし調査であったり、また、困難な方の調査であったりというのもお願いしているということもございまして、その辺も含めた中で何かいい方法がないかなというのは私も同じ気持ちでございます。

ただ、具体的に、それなら、この記念品を配る際に同時に並行して、郵送してできるかいうたらなかなか難しい面もございまして、ちょっと課題ということで、いろいろまた検討はしたいと考えております。

それと、いきいきセンターの分でございます。これは私も実際にこれ予算要求をいろいろさせていただく中で、本当に毎年、年度途中でもいろんな細かい修繕や工事やとかが発生します。ただ、やっぱり、今、その次にご質問いただいております児童福祉施設、保育所の耐震であったりとか、やっぱり市の中で、先ほど申されたファシリティマネジメントの中で、優先

順位がどの施設からしていくんだという話の中で、まずは市長は子どもの施設から優先的にしていこうというような方向になってきていると考えております。その中で、このいきいきセンターも耐震診断をしなければいけないと考えております。その辺も含めて、ただ、やっぱり財源的にも限られた中で、細々した修繕になるかもわかりませんが、何とか市民の方に迷惑にならないように、逐次、修繕したり工事して延命措置をとっていききたいというふうに考えております。いずれはやっぱりどこかの時点で、やっぱり大規模な改修が必要であろうということはわかっておりますが、なかなかその順番というのが、やっぱりファシリティマネジメントの中でその辺の優先順位を考えてまいりたいというふうに考えております。

それと、最後の保育所の耐震診断でございますが、これは課長の方から、磐城一、當麻一、それともう一つ、実は、當麻校区の児童館もございます。この3つがまだ耐震診断ができていないということで、先ほど申したように、年次的に古い、まず、磐城第一からしていこうということで、今年、予算化させていただきました。

以上でございます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 最初に計画して、こういうふうにとったらと思っていたことについては、今後、できたらそういう形をとりたいたと、また、違う方法でも安否確認の方法を考えていきたいというご答弁でございますので、その辺のところも今後に向けてご検討いただけたらと思います。たまたま記念品をどう渡すかというところを利用して、その機会に手渡しということでご提案があったんですけど、これは議会からこういうふうにしてくださいよじゃなしに、理事者側の方でのご提案があったものに対してのご確認でございますので、よろしく申し上げます。

それから、いきいきセンターについて、私、部長のご答弁を聞いて安心しました。非常に、長く、こういう施設を、市民の皆さんに利用していただいている施設をできるだけケアをしながら使っていくという考え方、大規模な回収もファシリティマネジメントの中でいろいろと今後については議論していただくと、こういうご答弁でございます。ファシリティマネジメントの考え方は、誰であったかは忘れましたが、統廃合に向けてみたいな言葉が使われたときに、いや、統廃合と違いますよと。その施設を有効に使うためのマネジメントのことを考えているんだということをおっしゃられて、確かにそうだと思います。市民のサービスを落とす、我慢してもらおうというマネジメントの方向じゃないよということをお聞かせいただいて、今のこのいきいきセンターの考え方も、そういうふうな意味で、今後に向けての修理も十分頭に入れてお考えいただいているということでございますので、よろしく申し上げます。

それから、耐震診断については、合併特例債の優先順位1番、一番先に合併特例債のお金を使ってやった事業が、学校施設の耐震化というふうに向っております。一番大事なのは教育施設やということでスタートをされたということに、すごく、さすが葛城市というふうに感動、感銘を受けたわけなんですけれども、しかしながら、もう十何年たっていますけれども、一番最初にやった学校は早くスタートしたんですけども、残った施設がまだ3つあると。そのところは非常に残念でございますので、1日も早いこの教育施設の耐震診断対応をよろし

くお願い申し上げておきます。

以上でございます。

西井委員長 ほかに質問はございませんか。

内野委員。

内野委員 まず、1点目でございますが、61ページ、3款民生費の4目児童館費の中の11節需用費でございます。この修繕費でございますけれども、前年度よりも少し上がったと思うんですけれども、この修繕費の内容をちょっと教えていただけたらと思います。

もう一つは、今、こども・若者サポートセンターにおいてさまざまな相談事業をいろいろとお受けいただいて、親子の教室とかインクルーシブとかさまざまいろいろやっておりますが、国の方が子育て世代包括支援センターの設置ということをおっしゃって思っているんですけれども、葛城市においてはこの子育て世代包括支援センターの位置づけをどのように捉えておられるのかということもちょっと教えていただけたらなと思います。

よろしく願いいたします。

西井委員長 松浦課長。

松浦子育て福祉課長 子育て福祉課の松浦でございます。

児童館費の需用費の中の修繕費の内容について説明いたします。学童保育所は市内で5学童ありまして、その5学童の突発的修理で1学童当たり5万円、それと、磐城児童館、當麻児童館の空調修理が15万6,000円の2館分、それと、忍海学童なんですけれども、非常時のために小学校に行くための通路といたしまして、忍海学童保育所の南側のフェンスを取りまして、一部を扉として設置させていただくことになりました。それが14万5,000円です。

以上です。

西井委員長 西川課長。

西川健康増進課長 健康増進課の西川でございます。よろしく願いいたします。

母子包括支援事業でございますけれども、まず、母子保健法第22条が改正され、妊娠期から子育て期に切れ目のない支援を行うということで、妊産婦及び乳幼児の実情を把握して、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて支援プランを策定、また、母子施策、子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するというようになっております。

具体的には、妊娠期の届出を通じて得た情報をもとに、面接または電話により定期的に連絡をとり、母子保健事業の利用状況、また、身体・精神的な生活習慣、家庭の養育、困り事などの把握をして個別的な台帳を作成し、相談を通じて支援などの計画を作成し、継続的な支援を実施していくものでございます。

以上でございます。

西井委員長 内野委員。

内野委員 今、課長の方からいろいろとご答弁いただいたんですけども、今、こども・若者サポートセンターの方では、妊娠期から青年世代までをずっと相談窓口をしていただいているんですけれども、私が聞きたいのは、保健センターでも子どものいろんな相談体制、また、いろいろ

ろな保険事業をやっているんですけども、また、子育て福祉でもやっていただいて、こども・若者サポートセンターでもやっていただいているという中で、この相談体制の一元化というのはどういうふうに捉えたらいいのかなというところのことをちょっと聞けたらなと思っていただんですけども。

西井委員長 市長。

阿古市長 こども・若者サポートセンターは、内閣府の、ニートも含めまして40歳未満の方を対象にした事業でございます。ただ、もう委員もご承知のとおり、子どもたちに関する部分については、厚労省部門と文科省部門、いろんな各課にわたっているものを、まず一元化できないのかというのを前提に、平成29年度、いろいろと検討させていただいておりました。本来の目的というのは私はやはりそこにあると思いますので、そういう形にできないのか。その中で、こども・若者サポートセンターを部制に変えたいというような思いの中で、いろいろ内部調整をしていただいております。その中で、平成29年度では最終的な形のところまで行っておりません。ですから、あと1年かけて、そういう体制にどうやればやれるのか。

当然のことながら、全ての業務をこども・若者サポートセンターの方で全部やってくださいという形にはいかないという思いもあります。ですから、その辺の振り分けといいますか、どの課のどの部門をそこへ持っていくのかというような、それに全体として対応の仕方として一番どういう形がいいのか、かなり難しい作業なんです。私の目標としては1年以内にやってくれと言ったんですが、なかなか調整が難しいというので、もう1年、その検証といいますか、具体的にその形に持っていくのについては時間がかかるということです。

考え方は委員と同じ考え方は持っているんです。当初のこども・若者サポートセンターの目標といいますのが、やはり私はそうであるべきやと思っておりまして、そういう形に持っていきたいなと思っております。もうしばらく、ちょっと検討の時間をいただけたらなと思います。

西井委員長 内野委員。

内野委員 ありがとうございます。1年間さまざまいろいろと悩んでいただいて、あと1年待てば、葛城市の独自の子育て包括支援センター、すばらしいものが構築できると期待いたしております。

それと、学童の避難時のフェンスの修理、本当にこれも一般質問で私、言わせていただいたことを早速実現していただいて、感謝いたします。

以上でございます。

西井委員長 ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

川村委員 それでは、3款民生費の57ページから58ページにわたってでございます。8目福祉推進費の中の11節需用費の修繕料の内容、そして、13節委託料の指定管理委託料、それから、社会福祉協議会の補助金、これは増額になっています。指定管理料に関しては前回よりも減額になっていますが、そのあたりの理由。これらは、ゆうあい福祉総合ステーションにかかわることというふうに思っておりますので、全体的な内容説明も含めてお願いいたします。

西井委員長 東課長。

東 社会福祉課長 社会福祉課、東でございます。ただいまの川村委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、ゆうあいステーションにおけます修繕料606万9,000円でございます。ゆうあいステーションの1階の床の塩ビタイルの張りかえを予定しております。この修繕は、平成29年度にする予定だったんですけれども、昨年12月末にプールのポンプが急遽修理が必要だということになりまして、そこへ予算を先に使わせていただきましたので、平成30年度におきまして、一からまたこの塩ビタイルの張りかえを行っていくということでございます。それ以外に、炉材の入れかえ工事、そして温水プールの床面のラインの塗装の工事、空調のコントローラーの工事、それらを行っていきたいと思っております。

それと、次に、指定管理料についてご説明を申し上げたいと思います。指定管理料におきましては、昨年より少し予算の方は減っております。昨年は7,662万円でしたけれども、本年は6,861万6,000円ということでございます。この原因につきましては、職員1名の人件費、異動によるものと、あと、水道光熱水費の減少、また、保守や業務委託料の増額等でございます。それによるもので積算をさせていただきました。

それと、社会福祉協議会の補助金でございます。4,783万9,000円でございます。補助金が昨年対比いたしまして増額いたしております。これにつきましては、補助金の中で泳ぎます人件費の増加によるものでございまして、また、それ以外に市の受託金の収入が他のサービス区分に一部移動した部分でありますとか、また、法人運営事業の部分と福祉活動事業、それぞれあるわけですけれども、それらを差し引いた額を補助金として支出をしておるところでございます。

以上でございます。

西井委員長 川村委員。

川村委員 この施設は、旧の當麻町からの施設で、あちこち傷んできているというか、故障が発生している古い施設です。また今回、プールのポンプの故障があって、ちょっと皆さんにご迷惑をかけたということで、市長もこの間、福祉大会でその辺は言うてらっしゃいましたけれども、非常に老朽化している中で、この福祉ステーションの運営に対して、昨年もそうなんですけど、いろいろと補助等がもう必要になってくる状況に至っているということでございますが、今回、今、指定管理の委託料については光熱費とかの減、結構これが電気料金とかが安くなっているという部分で、委託料の方が下がってしまっていて、職員さんの異動というので一定理解させていただきます。

結局、社会福祉協議会に対する補助金、ちょっと複雑な答弁でなかなか理解できない部分もあるんですけれども、結局、社協として事業社協になっているということでございますので、やっぱりそのあたりの補てんというか、事業の赤字補てんというか、そういったことになっているのかどうか、ちょっと確認をさせていただきたいと思っております。

西井委員長 東課長。

東 社会福祉課長 東でございます。

ただいまの川村委員のご質問でございますけれども、この指定管理料におきましては、この補助金と全く違う性質のものだというふうにご理解をしていただきたい。極端に言いますと、あくまでもこの指定管理委託料と申しますのは管理委託をお願いするものでございまして、これは今、社協に委託をしておりますけれども、全く違うAという会社であっても別に問題はないということでございます。そういったご理解をしていただきますと、ちょっとわかりやすいかなというふうに思います。

以上でございます。

西井委員長 川村委員。

川村委員 じゃ、要するに連動しているものではないということで。わかりました。ありがとうございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 内野委員と関連するようなことですが、こども・若者サポートセンター事業の予算案の概要のところで、インクルーシブ教育システム推進事業というふうなことがありましたので、こういう事業をされているんだなということはわかったんですけども、要は窓口の問題で、具体的にちょっとお聞きしたいんですけども、私もちょっと議員をやっていると、いろんな方の相談を受けます。それはしっかり相談に乗ろうと思うんですが、聞かれたときに、例えば、出産されたお母さんが、心身に障がいはないけれども、医療的な関係でちょっと器具をつけてという、それは成長過程までというふうなことがあったりすると、例えば保育所一つとっても、なかなか受け入れの保育所がいろいろ限られてくるとか、それから、小学校までその器具が外れなかったら、その支援はどこがしてもらえるのか。かなり長期にわたっての子育ての中の相談、支援してほしいというふうに、そういう相談があった場合には、このインクルーシブ教育システムの方がいいのか、それとも健康保健センターの方で聞けばいいのか、そこら辺のところは具体的に、今の現状でちょっとよくわからないので、ちょっと教えていただきたいんですが。

西井委員長 松山所長。

松山こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの松山でございます。

ただいまの質問にお答えさせていただきます。こども・若者サポートセンターは本来はワンストップ窓口と、おおむね40歳までの切れ目のない支援をしていくところであるんですが、実際問題としては、妊娠をします。すると、妊娠届を健康増進課に出します。健康増進課で母子手帳の発行をされます。そこからのスタートが始まります。無事に出産します。すると、赤ちゃんの健診が始まります。健診が始まりますと、2カ月、4カ月、10カ月、1歳半、3歳半と定期的な節目の健診に入ってきます。なので、その都度その都度、健康増進課の保健師が相談に乗っております。

一番早く気づくのは健康増進課の保健師だと思います。その保健師から、こども・若者サポートセンターの方により支援が要るという場合は相談を受けたり、健康増進課の保健師とこども・若者サポートセンターの職員で月に1回の定例会、連絡会議等を持っておりまして、

気になるお子様についてはそのときに会議で上げさせてもらったりもしておりますし、例えば障がいの器具であれば、社会福祉課の方の障がいの方のサービスにつなぐ必要があります。

こども・若者サポートセンターとしましては、いろんな困難を抱えている方に対して調整役、調整機関の役割を今させてもらっております。ですので、たらい回しにしないというのは原則ですが、いろんな相談を、例えば幼稚園・保育所に行って、そこで相談があるかもしれません。未就園の子どもさんが通われる子育て支援センターの保育士さんが相談に乗っていただくかもしれません。そこら辺で出てきた困難ケースについては、こども・若者サポートセンターに一報いただけます。そうしたら、こども・若者サポートセンターの方で必要な機関に、生活保護が必要ならば生活保護の紹介をしたり、福祉サービスが必要ならば社会福祉課、特別児童扶養手当等が必要ならば子育て福祉課等、居場所が必要ならばこういう居場所があるよというようなつなぎ、コーディネーター的な役割をさせてもらっております。

こども・若者地域支援協議会というのがございまして、その地域協議会の構成メンバーは、保健、福祉、教育、司法、警察とか労働関係の機関が入っております。その中で個別ケース会議を開いて、障がい支援部会、学校不適應部会、若者支援部会という3つの部会で成り立っておりますので、そこで困難事例はケース会議をして支援させていただく。それぞれの役割、それぞれの機関が持っている特性を活かしながらかかわっていただけるような支援計画を立てて支援をするような調整機関を、今、させてもらっております。

以上です。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 何か頼もしい回答で、またよろしく申し上げます。

西井委員長 ほかに質問はございませんか。

内野委員。

内野委員 女性特有のがん検診なんですけども、69ページ、4款衛生費の13節子宮頸がんの検診委託料、また、乳がん検診委託料ということで、両方の平成28年、平成29年受診率をお伺いしたいんですけども、それと、それぞれにクーポンが平成29年度は発行されていると思うんですけども、平成29年度は子宮頸がん、乳がんそれぞれ何歳の方にクーポンを送られたか。また、平成30年度は平成29年度と同じ年齢の方に送られるのか。

西井委員長 西川課長。

西川健康増進課長 健康増進課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず、子宮がん検診の受診率でございます。受診率でございますので、まだ、1年間過ぎていませので、平成28年度で報告させていただきます。葛城市では20歳から69歳までの方の受診率としては36%、県の受診率としては31.7%となっております。

また、乳がん検診につきましても同様で、平成28年度受診率を報告させていただきます。乳がんにつきましては、40歳から69歳までの方の葛城市の受診率につきましては41.9%、県の受診率につきましては36%となっております。

また、クーポン事業につきましては、平成29年度、平成30年度、同様に、子宮がん検診につきましては20歳の方、また、乳がん検診につきましては40歳の方を対象にクーポン事業を

実施することとなっております。

以上でございます。

西井委員長 内野委員。

内野委員 今のクーポン事業の、平成28年度で結構なので、子宮頸がんと乳がんの、執行率というかクーポンの利用していただいた数はわかるでしょうか。

西井委員長 西川課長。

西川健康増進課長 済みません、クーポン事業に対する執行率というのがちょっとまだ実績を出しておりませんでした。また後日でよければ、調査させていただきます。

西井委員長 内野委員。

内野委員 本当に健康増進課ではさまざま、本当にこのがん検診に対しては、再勧奨のはがきを送っていただいたりとか、そのはがきにおいてもさまざまな工夫をしていただいたりとか、もう受診率向上に本当に頑張っていたに感謝申し上げます。今後ともまたよろしくお願いいたします。

以上でございます。

西井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後4時47分

再 開 午後5時00分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

先ほどの件について報告があるそうですので。

松浦課長。

松浦子育て福祉課長 子育て福祉課の松浦でございます。

先ほどの各私立保育園の子どものための教育・保育給付費の内訳でございます。平成30年度の内訳ですが、私立保育園の人数は、華表保育園が205名、浄正院保育園が169名、はじかみ保育園が117名、その他私立が74名、計565名となっております。

以上です。

西井委員長 西川課長。

西川健康増進課長 健康増進課の西川でございます。よろしく申し上げます。

先ほどの内野委員のご質問でございますけれども、まず、クーポン事業、子宮がん検診で対象者が21歳の方を対象としております。人数につきましては157人の受診者13名、受診率が8.28%となっております。乳がん検診につきましては41歳の方を対象に、対象者267人、受診者67人、受診率25.09%となっております。この子宮がん検診、この低い受診率ということにつきましては、20歳の方ということでなかなか受診率が上がらないところでございます。

以上でございます。

西井委員長 先ほどの答弁でできなかったことを、今、発表してもらいました。

それでは、質疑を続けます。質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 54ページになります。3款民生費の4目障害者福祉費の20節扶助費の説明の中に介護給付費があります。これは、いわゆる介護保険のサービスとは違うものになりますのでしょうか。ちょっとそこを教えてください。

西井委員長 東課長。

東 社会福祉課長 谷原委員の介護給付費の件でございます。障害福祉サービス介護給付費の利用者につきましては年々増加しておるということでございまして、伸びを見込んだ予算となっております。

介護給付費の内訳をご紹介させていただきたいと思います。居宅介護といたしまして、これはホームヘルプ分でございますが、2,322万2,400円でございます。続きまして、重度訪問介護、これは重度障がい者を自宅、外出先で支援するものでございますが、この件に関しましては917万2,800円となっております。続きまして、行動援護というのがございます。著しい行動障がいのある方の外出の支援ということでございます。これに関しましては1,937万7,600円でございます。次に、同行援護というのがございます。これはどういったことかと申しますと、視覚障がい者への外出の支援でございます。391万6,800円となっております。続きまして、療養介護でございます。これはどういったことかと申しますと、医療を必要とする入所者の日常生活支援でございます。1,824万4,800円を見込んでおります。続きまして、生活介護でございます。これに関しましては、施設で日中活動とケアを提供するものでございますが、これにつきましては1億9,548万2,400円でございます。次に、短期入所でございます。この費用は1,389万6,000円となっております。最後でございますが、施設入所支援費でございます。これに関しましては4,381万4,400円でございます。合計いたしまして、3億2,712万8,000円を計上させていただいたわけでございます。対象者はあくまでも障がい者でございます。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 ちょっとこれは昨日の介護保険条例の改正と関係するところなんですけれども、その中で、どうも私が見ても、介護保険法の関係と障害福祉法の関係がちょっとまじってきているのか、垣根がなくなってきたような扱いになってきているのかなというおそれを抱いて、ちょっとその問題意識で聞いているんですけれども、今、内訳を詳しくおっしゃっていただきまして、ありがとうございます。例えば生活介護とか短期入所とか、言ってみれば、介護保険法と関係する、重なるところが出てきます。ところが、この場合は、障がい者の場合は扶助費ですから、恐らく、介護保険法による介護サービスだったら利用者負担がありますけれども、それが無いものだと私は考えているんです、この障害者の扶助費の介護給付費は、ではないですか。そこら辺のことがちょっと私が理解が違うかもわからないので、この介護給付費がどういうものなのか、いわゆる介護保険法のサービスと違うのか同じなのか、ちょっとそこら辺のことが理解ができていないので、よろしくお願いします。

西井委員長 巽部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部の巽でございます。

介護保険制度とこの障害福祉施策は別のものなんですけども、一応、年齢が来て介護保険の給付対象になってきたら、それを優先して使っていただくというのが基本的な考え方でございます。ただ、障害福祉サービスにしかない部分というのもございまして、それは併用した中で使っていただく。今、費用負担のお話をされたと思いますが、一応、障害福祉サービスの方の利用者負担というのも、その家庭によって、非課税であったりとか課税世帯であったりいろいろありますけども、その辺によっては違いますけども、利用者負担というのも、基本的には10%の利用者負担がある。ただし、非課税とかでしたらかなり減額になり、実際にはほとんどかからない方もいらっしゃるというような形です。

以上でございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようですので、谷原委員、続けてよろしく申し上げます。

谷原委員。

谷原委員 それでは、もう少しお伺いさせていただきます。

59ページになります。民生費の児童措置費というところの中で、19節の、延長保育事業補助金というふうにあります。これ、具体的に延長保育ということはどういうことなのか、ちょっとお伺いします。

西井委員長 松浦課長。

松浦子育て福祉課長 子育て福祉課の松浦でございます。

延長保育事業補助金について説明させていただきます。延長保育事業補助金につきましては、通常の保育時間を超えて延長保育に取り組む私立保育園に対して、国・県補助金を基準とした補助金を交付しております。基準額につきましては標準時間、保育時間が7時半から6時半までの保育所で、1時間延長をされている浄正院保育園とはじかみ保育園でそれぞれ134万2,000円、延長時間が2時間の華表保育園については226万6,000円の補助をさせていただいております。そしてまた、短時間認定、保育時間が8時から4時までのお子さんの延長保育事業といたしましては、基準額の単価が3万6,100円で80人分。これは3園を80人分と見越して288万8,000円を計上させていただいております。

以上となります。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 続いて、61ページのところになります。4目児童館費ということになるんですけども、これは補正の方でもお伺いしましたけども、嘱託報酬員がふえたということで、アルバイトから嘱託の方がふえたということで、比較的、働きやすくなったのかなとは思いますが、学童保育には延長というのがあるのかどうかということで、これは前にも内野委員が質問をされていたこととかかわるんですけども、保育所の保育については6時半から、2時間延長やったら最大7時半になります。

それで、学童の方はこの時間がどうなっているのか。その辺をお伺いします。

西井委員長 松浦課長。

松浦子育て福祉課長 学童保育の時間でございますけれども、通常、子どもたちが学校へ行っているときは、学校放課後から6時半までさせていただいております。長期休みに関しましては、8時から6時半まで保育をさせていただいております。土曜日に関しましては8時半から6時半までとなっております。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 保育の方も6時半で、学童の方も6時半ということで、葛城市はなっていると思うんですけども、近隣の都市と比べて、6時半というのがどうなのかなというふうに思うんです。そこら辺のことはちょっとどういう状況になっていきますでしょうか。例えば大和高田市とか御所市とかですね。ご存じでしたら、ちょっとお願いします。

西井委員長 松浦課長。

松浦子育て福祉課長 学童保育に関してでございますが、ちょっと資料は持ち合わせておりませんので、7時までされている市もございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 これはちょっと要望のようになるんですけども、囑託の方がふえられましたので、できたら学童の方を延長してもらえないかなという要望になるんですが、実は、シングルマザーの方たちは結構仕事がいろいろ大変で、1人でお子さんを抱えておられて働いておられると。そうすると、やっぱり仕事時間の関係、勤務地の関係で、どうしても時間をもうちょっと延長していただいたら就職できる、あるいは、その範囲も広がるし職種も広がるという要望を聞いております。シングルマザーの方は大変生活がきつくて、生活保護水準ぎりぎりでも生活保護を受けずに頑張っておられる方が結構おられますので、本当にそのところを何とか延長してもらえたらなという要望を聞いておりますので、またご検討の方をよろしく願いいたします。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

吉村委員。

吉村始委員 1点だけ伺います。62ページの5目ひとり親家庭等福祉費ということで、扶助費なんですけれども、これにつきまして、まず、この対象者、どういう方が対象になるのかという。そして、葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例に基づく医療費助成制度の概要を教えてくださいというのと、それからあと、例えば所得制限があるのかということ、それから、対象となって実際に利用される見込みの人数、あと、利用した場合、申告しなやかとかそういうふうなことがあるのかどうか、そのあたりをお聞かせいただけたらと思います。

西井委員長 森本課長。

森本保険課長 保険課、森本です。よろしく願いいたします。

吉村委員の質問にお答えいたします。ひとり親家庭の医療費助成ということでございます。こちらの方の要件といたしましては、配偶者のない女子または男子で、現に18歳未満の児童を扶養する者、あるいは、配偶者のない女子または男子に扶養されている18歳未満の児童、父母のない児童のうち18歳未満の児童、児童の養育をしている配偶者のない女子または男子、婚姻をしたことのない女子または男子ということで、18歳未満の児童には18歳に達した日か

ら最初の3月31日までの間も含まれております。こちらの方は市の条例にのっとり支給の方をいたしております。所得制限の方でございますが、葛城市の方では所得制限は設けておりません。ひとり親の対象者の数ということですが、ひとり親の平成29年度の数は1,046人です。このうち母子が947人、父子が99名でございます。対象要件といたしましては、子育て福祉の児童扶養手当を認定している者をひとり親とみなしています。

以上でございます。

西井委員長 吉村委員。

吉村始委員 非常に頼もしいというか、いい制度だと思います。今の答弁になかったわけですが、通常医療機関を利用すれば、それは自動的にというか、振り込みか何かで支給されるというふうなイメージでしょうか。

西井委員長 森本課長。

森本保険課長 吉村委員のご質問にお答えいたします。現在、ひとり親のものは自動償還をやっております。自動償還ですので、金融機関の方で口座の方を登録していただければ、3カ月後にその個人の口座の方に振り込みます。あと、一部自己負担というのは500円、入院の場合は、1週間以上の場合には1,000円の負担となります。

以上でございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

増田委員 62ページでございます。児童館費の13節委託料、測量設計等委託料1,000万円、それから、15節工事請負費2億2,082万8,000円。きのう厚生文教常任委員会のところで概略の説明を聞いたんですけども、改めてお聞きをさせていただきます。以前からいろいろと、適正な形といいますか、子どもさんたちが安全に教育を受けられるといいますか、施設を利用できる、そういうことを配慮したというふうなことで、いろいろと、磐城幼稚園の設計においても議論がございました。隣接する学童保育所でもございますので、その辺のところもこの施設に関しては一工夫も二工夫もご検討願っているというふうに思いますので、これはもう設計業者に任してんねんということじゃないと思うんです。大体こんなイメージとお持ちやと思うので、その辺のところをお聞きしたいと思います。

西井委員長 松浦課長。

松浦子育て福祉課長 子育て福祉課の松浦でございます。

磐城学童保育所の施設整備工事に係る設計等のことなんですけれども、管理委託業務として1,000万円、そして、施設整備工事費として、今現在、建設に係る設計をしていただいているところです。平成29年10月27日に株式会社アルト舎と建築設計業務委託契約を締結させていただきました。施設整備工事費の内訳といたしまして、給食センターの解体費用が1,433万1,600円、工事費が2億6,496万円となっております。建物の大きさとしてしましては、昨日も部長が申し上げたんですけども、2階建ての鉄骨造となっております。建物の規模は建築面積で250平方メートル。延べ床面積が1階と2階で合計453平方メートルとなっております。1階では保育室が2つできるようになっております。トイレ、多目的トイレ、倉庫、

給湯室、それから玄関がございます。2階には保育室、これも1面なんですけれども、2つに分かれて保育をすることができます。トイレ、多目的トイレ、事務所、それと給湯室、静養室、内部階段がございます。平成31年3月末に完成予定となっております。

以上でございます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 きのう聞いた内容を改めて聞くつもりはなかったんです。聞いたかったのは、安全対策等々にどんなご配慮をいただいているのか。ご配慮いただいているんだったら、そういうPR、アピールできる場所があればお聞かせを願いたいと、ここを聞いたかったということでございます。

西井委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

済みません、委員のご質問にひょっとして趣旨が違えばもう一度お教えいただければと思えますが、まず、建物の、今回こちら計上しております学童保育所の方の工事費でございますので、まずは学童保育所を小学校の敷地の一番西の端の方の、今、旧の當麻エリアの学校給食センターとそれから小学校の体育館等の間に進入路がございますが、この進入路も使った形の敷地の中で、一番南の方にできるだけ寄せます。それで、その北側に屋外駐車場、これを確保すると。駐車場とその建物のレイアウトにおきまして、車の出入りにつきまして、できるだけその動線が重なって子どもたちあるいは利用者が、来校者が危険にならないよというということで、実は、目いっぱい枠をとりますと駐車台数をもう2台ぐらいはふやせたんですが、そのあたりを車の動線と人の動線を配慮した形でつくりとか、新しい建物につきましては、当然、スロープもつけた形で設計をするとか、そういった配慮はしております。ほかに安全対策として特別の配慮をしていることがあれば、済みません、担当部局から補足をしてください。

以上です。

西井委員長 巽部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部の巽でございます。

ちょっとイメージ的な話なんですけども、一応、2階建ての鉄骨のただっ広い部屋がある施設、その中に男女別のトイレがあったり、また、多目的トイレがあったりというようなイメージを持っていただいたらいいかなと思います。それで、子どもたちが2階、1階に分かれるわけですが、非常に広い空間の中で指導する人が目の届きやすい、何か壁で仕切られているとかそういうことじゃなくて、そういうようなイメージの施設が1階と2階にあります。ただ、玄関的な部分が下にスペースをとりますので、実質的には上に事務室があるという形になるんですが、当然、子どもたちが来る時間帯というのは指導員は上と下に分かれた中で対応しますので、下にも誰かがいるというような形の、ちょっとイメージとしたら、そういうような形で目の届きやすい、視界から何か遮って子どもたちが見えにくいとか、そういう施設ではありません。2階にも下にも多目的トイレがあるというような形で、もし障がいをお持ちの方とかが利用される場合も利用できるような施設であるという、そういうイメー

ジで持っていただけたらなというふうに思います。

以上でございます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。大体、建物のイメージはわかりました。

今後、その隣に幼稚園もできると。その辺のことも含めて、1つの、同じような敷地に建てるというイメージがある中で、どう融合させるのかなというようなこともご配慮いただいているのかなというふうなことを聞いたかったですけど、余りそういうことは今は考えておられないような、そんな感じをいたしました。あつたら言ってもろたら結構なんですけども。隣接しますので、私は何か1つのつながりとして、あるべきかなというふうに思うんです。

ただ、今、磐城小学校の校庭内を見ていますと、非常に先生の車を校庭に置いたりというふうな、非常に手狭な中で計画していただいている。車の配置が今の給食センター棟のところ周辺に車をとめていただくということで、その辺のところはすっきりした感じのイメージによくなるのかなというふうな、きのうの図面を見させていただいたらそういうイメージをいたしましたけども、次のステップのことも頭に入れていただいで、調和のとれるといいですか、バランスのとれた構成にさせていただけたらというふうに思いますので、よろしく願いしておきます。

西井委員長 ほかに質問はありますか。

谷原委員。

谷原委員 そうしたら、私の方はもう最後にさせていただきます。

55ページ、3款民生費の5目の20節扶助費、老人ホーム入所措置費というのがちょっとよくわからないので、説明願います。

西井委員長 森井課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の森井です。

老人ホーム入所措置費につきまして、お答えさせていただきます。今現在、この入所措置費といいますのは、養護老人ホームに措置する場合の費用ということになります。現在、私ども入所されている方の人数は4名になります。毎年、入所判定を行いますので、この費用とは別に報償費の方で老人ホーム入所判定委員報償費というのも関連する予算として組ませていただいている状態でございます。

以上です。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 今の説明では、私が聞いたかったことが全然わからなかったんですけど。

西井委員長 森井課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 対象者は65歳以上の方でDVとか精神的なこととかで措置をしないとイケない方がおられた場合に対応させていただいている費用になります。人数は先ほどご説明した人数を措置させていただいている状況でございます。

失礼しました。

(「介護保険とは違う旧制度や」の声あり)

西井委員長 森井課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 今、部長からもご説明、聞こえたかと思いますが、これ、介護保険の制度ではございませんので、旧来からあります養護老人ホームへの措置制度という形となっております。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 よくわかりました。ありがとうございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 それでは、3款民生費の質疑を終結いたします。

続けて、4款につきましては、明日9時半から会議を開きたいと思います。本日はこれまでにいたします。どうもありがとうございました。

延 会 午後5時33分